

皇
清
文
書
庫
藏
書
印

60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8

国立公文書館	
分類	第 9 部
架番	4 15
架番	15 - 4
架番	6 29

治安警察法講義 目次

第一章	總論	一頁
第二章	結社	六頁
第三章	政社	一七頁
第四章	政社ノ届出	二七頁
第五章	結社權ノ制限	三九頁
第六章	公事結社	五五頁
第七章	結社ニ對スル制限	五八頁
第八章	結社ノ禁止	六〇頁
第九章	秘密結社	六九頁
第十章	集會	七五頁

第十一章	集會ノ届出	八〇頁
第十二章	屋外集會及屋外運動	八六頁
第十三章	集會ニ對スル制限	九三頁
第十四章	非常權	一〇六頁
第十五章	揭示其他ノ取締	一一八頁
第十六章	使用者及勞働者取締	一二二頁

(目次終)

治安警察法講義

有松英義 講述

第一章 總論

明治三十三年法律第三十六號治安警察法は、過日の第十四回帝國議會に於て始て協賛を經たるものなれども、治安警察法案なる者は前年も曾て政府より帝國議會に提出せられたることあり、唯前年提出せられたる法案は、保安條例を廢止し之に代ゆるの條項を設け、且併て二三の規定を加へんとしたるものなれば、今回の治安警察法とは其名同しくして其實異なるなり、今回公布されたる治安警察法は大體尤の事項を規定するものとす、

二 第一 集會及政社法を廃し、該法律に定めたる事項を増減削修して本法に掲ぐ、

第二 保安條例の廢止以來、法文を缺きたる秘密結社禁止の規定を設ぐ、

第三 前年政府より議會に提出せし治安警察法案中に掲けたる、街路其他公衆の自由に交通する場所に於ける、文書圖畫の掲示其他の事項に關する規定に修正を加へて本法に掲ぐ、

第四 諸般の工業漸く隆盛に趨くに後ひ、使用者勞務者の關係複雑となり利害互に衝突し、所謂勞働問題續発するの傾向あるを以て、之か取締に關する刑法の不備を補へり、

第五 銃砲火薬取締法の不備を補ひ、銃器爆発物及銃器を仕込たる物件を携帶することに関する規定を設ぐ、

故に本法は集會及政社の規定に加ふるに、二三の條項を以てし

たるものなれども、主要の規定は集會及政社に關せり、憲法第二十九條に云ふ「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す」と、即ち集會結社の自由を制限するには、法律を以てせざるへからず、而て憲法第二十九條は其第二章臣民の權利義務中に規定せるを以て、或は集會結社の自由も亦權利なりと速断するものなきを保し難し、又國法學者中之を以て臣民の根本權中（ゴットレイト）に加ふるものありと雖、其果して權利なるや否やは疑義なきに非ず、蓋し之を權利とせば主觀的に權利を有する人ありざるへからず、客觀的に權利の目的物ありざるへからず夫れ目的物あり、故に之を毀損せらるるときは救済を裁判所に求むることを得るなり、然るに集會結社の自由を傷けらるるときは云ふのみにては、未だ民事訴訟を提起することを得ず、憲法は集會及結社を第二章臣民の權利義務中に規定せる

4
に拘はらず、第二十九條には集會結社の權利とせしめて、集會結社の自由とせるは理由なくんはあらざるなり、抑權利は積極的に法律之を共へ法律之を保護するに因て始て之ありと雖、自由は法律之と共に非ずして人類生をからしめて之を有するものとす、消極的に法律之を制限せざる限は、任意行動し得るもの即ち自由なり、曰く言語の自由、曰く歩行の自由、曰く飲食起臥の自由皆然らざるはなし、而して集會結社の人類、自然の行動なることは、飲食歩行の人類に於けると異なる所を、且社會を構成し共同の生活を爲す以上は、集會結社の人類に欲くへからざるは論を待たず、之に因らざれば到底爲す能はざるの事業亦少なきに非ざるなり唯夫集會結社は人類に最も必要なると同時に其社會の安寧秩序を妨害し得るの力も亦甚大なりとす、一個人の行動は其密小にして之を防ぐこと亦敷て難からず

5
と雖、多象共同の行動は其社會を害することあるに當りて之を防制すること決して容易ならず、是を以て集會結社の自由は之を認めざるへからざるも社會の安寧秩序を保つ爲めには必要なる限に於て之を制束すること實に止むを得ざるに去つ、然れども集會結社の自由は之を尊重せざるへからざるを以て、之に對する制束は之を行政官の手心に一任すへからざるものあり、集會結社の制限は、法律を以てせざるへからざるは即ち之か否なり、而て憲法第二十九條に日本臣民とあるは外國人は此保障を蒙らざるに因る、即ち外國人に對しては、如何なる制限を加ふるも憲法上差支なきなり、尤も國際條約に依りて、日本臣民と同一の取扱を爲すと規定せる外國人に對しては日本臣民と同様の取扱を爲さざるへからず、又其然らざる外國人に對し、法律の規定に依りて日本臣民と同一の取扱を爲すことも亦固より妨

6 然レ治安警察法は第六條の規定を廢くの外總て内外人の區別を存せざるなり、

一、法社の意義

第二章 結社

結社なる語は、羅句語の「アツンチアオソン」より來る、「アツンチアオソン」の意義を極めて廣きも、其中の一種即ち結社なり、其字義を廣く解すれば、或る目的を遂ぐる爲に、自由の意思に依りて、互に結合せるものを總稱し、准公法上の原則に依りて組織し、且公法上の強制権を有せる團體即ち國家市町村の類を取除きたるものなり、故に商會社、民會社又は其の他の組合協會専私法上の關係より成れるものも亦總て「アツンチアオソン」の字義中に包含す、而て結社は私法上の關係に非ずして、公法の規定に準小ものを云ふ、即ち結社とは一定且共同の目的を遂

行するか爲め多數の繼續して結合する各種の團結を云ふ更に之を細説せば尤の如し、

7 一定の目的 目的なきれば結合なし、既に結社たる以上は必ず一定の目的を有す、目的は主たるもの後たるものありと雖、之を一括して結社の目的と云ふ、故に主たる目的にして政事に關するものなれば、之を政社と認むべきは論なきのみならず、從たる目的政治に關する場合に於ても、之を政社と認むるなり、但目的は本來存在すべきものなるを以て、偶発の云爲は目的以外に屬す、本来計畫せる行動に非ざれば、繼令意思を以て行動するも、未だ結社の目的に由るものと云ふを得ず、例は醫學上の研究を爲す結社ありと假定せよ、學問上の研究は一定の目的なり、然るに偶々時の必要に應じ政府に對して帝國議會に或事件の豫算を提出せられたしと建議することあるも、其行爲は本

8 来の目的に非らず、故に此あるか爲に直に之を政社なりと認むることを得ず、尤も結社の目的は一定不動なるを要せず、初は學術研究の目的なるも、中途政事上の運動を目的とするに至らば、一変して政社たらん、乃ち醫學研究を主として成立せる結社か、蓋し政治上諸般の行動を爲し、少くとも其結社の遂たる目的と看做すを得るに至れば即ち之を政社と認むるを得へし、要するに政社たると否とは現在の目的に依りて、之を認定せざるへからざるなり、抑認定の標準如何蓋目的とは一定せる希望の成効を期するものに外ならずを以て、結社か或結果を期するの意思を以てする行動に依りて、其目的を知ることを得へし、然とも積極的行動は必しも之あるを要せず、未だ何等の行爲を爲さざる結社の意思或事件の遂行を期するに存せば、他の事實に依りて事實を認定することを妨げず例は組織以来永続したる行動を

為さざる結社に對し其社員の結社以前に於ける打合協議等の事實に依りて該結社目的の在る所を推断するか如き是なり、而て政事上の目的を有するや否やに關し、最後の断定を與ふるは、裁判官にして行政官に非ず、何則審事者が政事上の目的を有するに非すと主張する場合に於て、係争事實の確定は、罰則を適用する刑事判決の確定を以てすべきものなればなり、余は結社の定義中繼續したる結合ならざるへからすと云へり、或る學者は繼續せる目的あるを要すと説けるも目的は必しも繼續することとを要せず、目的は一時限にして且時々変更せらるることあるも、其結合に繼續の事實あるに於ては之を結社と論するを得るなり、

9 共同の目的 別段説明を要せず、共同の目的なれば結合の事實生し得へからざるに因る、而て結社員中結社の目的と異なるる

目的を有することあるも、結社の目的は爲に変更せらるることなし、例は學術研究の結社ありとせよ、社員中之を政事運動に利用せんと欲するものあるも、其末を利用せられざる間は、其同の目的則ち依然たるなり、

多衆 此語は歐洲に於ても屢々議論を生じたることあり、例は佛國刑法は二十人以上を以て多衆と認めたり、普滿西にては集會政社法制定に際し、二十人は少に失するを以て五十人とせんとするの議ありしも成らず、結局法律には多衆と記載して制限を設けざるに終れり是に於て多衆の解釋に關する、法律上の争論は常に絶えず、遂に八人を指して、多衆と稱するを得るや否やの問題起り、裁判所は之を多衆と判決せり、然れとも八人以上に非ざれば、多衆に非すと謂ふの意に非ず、若し當時の刑事訴訟事件にして、四人若くは五人の集會に關するものなりしな

らば、如何なる判決を爲せしや知るべからず、而して獨逸普通法の原則は三人を以て多衆と認む、果して三人を多衆とせば何故に二人は多衆ならざるや、是に於て獨逸の學者は断定して一人にありざるもの即ち二人以上を以て、多衆と認むるに至り或は普滿西王國集會政社法の所謂多衆は、立法當時の五十人説より進徹して、終に學者の二人説に歸せらるものと謂ふべきなり我國にては從來の集會及政社法に於ても、亦今回の治安警察法に於ても、多衆なる語の解釋を下さず、法律上の意義として二人以上を多衆とするを適當なりと信ず、然れ共實際の適用は大に考慮を要するものあり、普滿西に於ても法律の解釋としては二人以上を多衆と認むるに拘らず、實際猶ほ之より多數の會同者ある場合に於て國家の安寧秩序を維持するに必要なる程度を標準として法律を適用せり何則集會政社法の精神は二人以

上の者を取締るに非ずして、二十人三十人以上の者を取締るに在ればなり、我國法律の適用に就ても普満西と同一の精神を以てせんことを望む。

繼續 繼續を要件とせるは集會と區別ある所以なり、集會は一度限たるを妨げざるも結社は必ず繼續のものぞらざるへからず、但必ずしも永久に渉るを要せず、時間の長短を問はず、繼續の事實あるを以て足れりとす。

結合 結合は合意に依て成り、合意あれば即ち足る、集會に於けるか如く、必ずしも或る場所に或人の會同するを要せず、單に文書の往復又は中間人の紹介に依り亦結合を爲すことを得るなり、合意は社則規約を以て之を證するを奉とするも、法律上必しも書面契約を要せず、又口頭の明言なきも奉動に依て合意することを得、例は領首奉争するか如し、治安警察法は政府に

對して、便宜上社則を設けしむるの規定を設くるも社則なきを以て結社に非すと云ふを得ざるなり、故に一定共同の目的を認定するには社則に憑るを便とするも、決して之に拘泥すべきに非ず、真相の認定は警察官の觀察に待たざるを得ざるなり、合意は如何なる時期に於て成をすやば事實上の問題に属す、例は同志を募り、其他結社組成の計畫を爲すも、共同の目的一定せざる間は、未だ結合あるものと認むることを得ず、疑はしき場合には成るべく寛大の方針を取らんことを望む、合意は必しも結社組成の當初に於て之を爲すを要せず、或る社員が結社組成の後に至りて加入し以て合意を表することを得るなり、結合には法律上必しも機關を要せず、即ち必しも一定の役員及組織を要せず、普満西には結社は或る執權者の下に立つを要すとの裁判例あれとも、學者中反對者あり、其必要を認めざるの

説興論たるか如し余は治安警察法の解釋上亦機關を要せざるの
 説に左祖す、唯夫一定の組織を爲し一定の役員を置くは、獨り
 結社の爲に便なるのみならず取締上より見るも便利少なからざ
 るべし、本法第一條政社に關して主幹者を設くることを規定せ
 るは即ち之か爲なり、然とも一定の機關を以て結社の要件と爲
 せざるの趣旨は第十一條中主幹者なき場合に於ては、警察官の
 認めて主たる社員と爲す者、尋問に答ふべきの規定あるに因る
 も亦明かなりと信するなり、但實際法律を適用するに際しては、
 一定の機關あるもの即ち其組織を定めて役員を置くものにして
 始て之を結社と認むるを穩當とすべきなり、
 結社は必ずしも獨立不羈のものなるを要せず、例は數結社互に
 委員を出し、其委員互に結合して、共同の目的を遂行すること
 と計り、其目的繼續的なるは結社と認むるを得べしへ政社連結

の禁は治安警察法に因て廃止せらる我國集會及政社法の母法と
 も稱すへき普瀧西王國集會政社法中政社連結を禁するの條項も
 千八百九十六年伯林警視總監が同時に社會黨の大結社に適用し
 て解散を命じたる結果、遂に國會の爭論と爲り、國務大臣は議
 場に於て之を適用せざることを約し、尋て千八百九十九年十二
 月十一日獨逸帝國單行法律を以て「内國に於ける各種の結社は
 互に連結することを得、各邦の規定にして本法に矛盾するもの
 は之を廢止す」の規定を設くるに至りたるは、東西同時に同一
 の立法を爲したるものにして奇と謂ふべきなり、又他の一例を
 舉ぐれば結社の本部は外國に在り、日本に其支部を設くる場合
 に當り日本政府は外國の本部に對して警察權を行ふことを得ざ
 るとも、在日本の支部に對しては結社として之を取締ることと
 得るなり、

單に結社たるのみにては未だ法人と認めらるるの限に在らず、法人と認められざるを以て、結社として財産を所有すること能はず、若し之あらば結社員の共有物にして、而て其負債は實際債務を負ふの合意を為したる人の負債に帰す、固より結社に對して有効に起訴することを得ず、主幹者は單に社員共有財産を管理するものにして、其権義を代表するものにあらず、但し結社にして同時に法人たるの場合亦之なきにあらず、民法第三十條に、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其他公益に關する、社團又は財團にして營利を目的とせざるものは主務官廳の許可を得て之を法人と為すことを得

とあり故に治安警察法の所謂結社も、亦民法に依り法人たることを得るの場合あるなり、

第三章 政社

治安警察法は一般の結社に關するものにして、獨り政社に關するに非ずと雖、政社に就ては最も其取締を嚴重にするの主旨を以て規定せり、

政社とは政事に關する目的を以て組成せる結社を云ふ、而て政事の意義は廣狹兩義の解釋あるも、余は狹義に解すると至當なりと信ず、政事とは原語「ポリテイク」にして、希臘の「ポリテイア」より来る、「ポリテイア」は國家の義なり、政事とは原と國家なる語の形を換へたるものにして、治安警察法の所謂政事も、同一の意義に解釋して妨なし、即ち國家の政務に關する事項、例は

國家の立法、國家の行政、國家の外交、國家の經濟に關するもの如き是なり、社會問題に就ても亦同し、例は工場取締法を

設くるか如き、又労働者の年齢及労働時間等を規定するか如き、凡そ國家の立法に関するときは、其事項は政事に涉るなり、又人民の權利を主として立論する場合に於ても、例は行政裁判法改正を目的とするものは亦政事に涉るなり、之を要するに、事苟くも國家の政務に関する以上は、之を政事に関するものと認定すべしなり、但國家が私法上の主格となりて爲す所の諸般の行為は、民事にして政事に非らざるを以て、之を政事と看做することを得ず、維新國家の一部なるも、府縣郡市町村に関する事項は政事に非ず、但し施て國家の政務に関するが爲に、之を政事と認むるの場合、又其例に乏からず、例は或る種類の市町村事務に付、政務の設置を論じ、又は國庫の補助を請ふるが如きは、政事に関する行動と謂はざるを得ず、宗教に於けるも亦同し、宗教は政事にあらざるも、宗教法宗に就て運動する

19
 ざは、政事上の運動なり、且夫一の事務にして甲國は國務と爲レ乙國丙國は市町村の自治務又は私人の業務と爲すことあり、又同一の國に在ても、或る時代に於ては之を國務と爲し、或る時代に於ては之を市町村又は私人に放任することあり、故に政事の範圍は地と時とに隨て、廣狭の差あるものと知るべきなり、我國にては、従来政社と政黨との區別明ならず、世間亦殆ど同一の意味に用ゐる未だれり、例は裁判所構成法第七十二條に判事は在職中尤の諸件を爲すを得すと規定し、其中に英二政黨の役員又は政社の社員となり、又は府縣郡市町村の議會の議員となることとあり、又行政裁判法第四條には、長官及評定官に就て、理事分限令第九條には、理事に就て同一の規定あり、然るに此規定中、何をか政黨と言ひ、何をか政社と稱するかは之を明にせず、抑我國にては、憲法制定以前より政黨成立したるも、其

當時何人も之を政社と呼びたることをし、思ふに英吉利、亞米利加、其他歐羅巴諸國に政党あり、而て其政党は政治上に強大なる勢力を有することを目撃して、之に倣ひて政党を組成せしものならん、然るに、之に對する取締法を設くるに當り、亦歐洲の事例を參酌せり、即ち歐洲に在りては政党に對して殆ど取締を為さず、取締は政社たるに至りて始めて之あるなり、加之政社に對してすら、全然之が取締法を有せざる國あり、我立法者は歐羅巴の政社に關する規定を參照し、殊に範を普魯西に取れり、是に於て政社を規定して政党を規定せず、政社の名稱爰に始まれり、而て其適用に至りては、歐羅巴にては政党に政社の規定を適用せざるも、我國にては當時政社なく、而て我國の政党は却て政社に類する所あるを以て、政社法は直に之を政党に適用せり、然らば歐羅巴にて政党と稱するものは如何、其状

21
國の政黨と異なる點は如何と云ふに、所謂政黨なるものは、政治上の主義に關して其意見思想を同ふせる者の仲間を云ふ、茲に數人ありと假定せよ、甲は保守主義、乙は自由主義、丙は社會主義と云ふか如く、各自ら主義に依りて政治上の意見を異にし、又之に因りて政治上の意見を同くす、意見の同しき者相接近して、社會に對して黨派を作る、之を政党と云ふ、畢竟意見思想を同ふする同類を稱するものにして、政社に於けるか如く契約に依りて合同するの程法に進步せず、固より政黨員の名簿なく、加入退去等の手續を要するに非ず、又除名の處分を爲し得べきに非ざるなり、歐羅巴には党會を開くことあり、然とも別に社員なるものなく、苟くも其党の意見に賛同する者は、何れにても之に臨席することを得、政に英吉利に開會するや、獨逸、奧太利等より出席することあり、佛蘭西に開會するや、伊

大洲、端西等より参集することあり、又一國一地方限て開会することあり、而て何れの場合に拘らず同一主義者たる有志者は、總て参會することを得るなり、且黨會は其時期と其黨の勢力とに四り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政党には首領を置くことあり、唯其首領が政社の首領と異なるの點は、政社の首領は規約其他に依りて定まるも、政党に於ては、其党派中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之を推して其命を奉ずるに過ぎず、尤既に首領ある以上は、其下に隷屬の役員なかるべからず、即ち或は書記或は幹事等を置くことあり、或は地方に支部を設け、其支部にも亦役員を置くことあり、從て党の主義綱領を定め、政治問題に依りて党の意見を定め、或は之を書冊と爲し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公開の演説を爲す、殊に議員の選挙に際しては、最活潑の動作を

爲すを常とす、且歐羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、加之或は黨員の職名に依り、或は其他の收入に依りて財産を所有し、殆ど結社と異なるものあり、唯結社と異なる所以は、結社は社員相互の合意に依りて成立し、隨て合意せる事項は之を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見者の相朋黨するに過ぎざるを以て、或行為を黨員に強ゆることを得ず、故に職金の如きも眞の義務にして、合意に基きて、徴收するものにあらずるなり、今翻つて我國の状況を見るに、政党的組織は歐羅巴の政党に倣へるものの如しと雖、歐羅巴にては人民各自政治上の意見を有するを以て、別に勸誘を要せず、自然に政党的成立を見ることあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚なるか故に党派の成立は有志家の勸誘に因らざるはなし、其承認するや直に其代名を名義に上げせ以て論はさるることを期する

大判、場西等より募集することあり、又一國一地方限して開会することあり、而して何れの場合に拘らず同一主義者たる有志者は、總て参會することを得るなり、且黨會は其時期と其黨の勢力とに四り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政党には首領を置くことあり、唯其首領が政社の首領と異なるの點は、政社の首領は規約其他に依りて定まるも、政党に於ては、其党派中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之を推して其命を奉ずるに過ぎず、尤既に首領ある以上は、其下に隷屬の役員なからず、即ち或は書記或は幹事等を置くことあり、或は地方に支部を設け、其支部にも亦役員を置くことあり、從て党の主義綱領を定め、政治問題に就て党の意見を定め、或は之を番冊と爲し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公開の演説を爲す、殊に議員の選挙に際しては、最活潑の動作を

爲すを常とす、且歐羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、加之或は黨員の職名に依り、或は其他の收入に依りて財産を所有し、殆ど結社と異なるものあり、唯結社と異なる所以は、結社は社員相互の合意に依りて成立し、隨て合意せる事項は之を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見者の相朋黨するに過ぎざるを以て、或行為を黨員に強ゆることを得ず、政に職金の如きも眞の義捐にして、合意に基きて、徴收するものにあらざるなり、今翻つて我國の状況を見るに、政党的組織は歐羅巴の政党的に倣へるもの如しと雖、歐羅巴にては人民各自政治上の意見を有するを以て、別に勸誘を要せず、自然に政党的成立を見ることあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚なるか故に党派の成立は有志家の勸誘に因らざるはなし、其承諾するや直に其代名を名義に上げせ以て論はせらるることを期する

は亦宜なりと謂ふべきなり、此の如くにして自由黨あり、此の如くにして改進黨あり表面に我國には政黨ありて政社なしと曰ふも、其政黨は寧ろ政社の實あるものと謂ふべし、警保局に於ては從來政黨と政派を區別せり、政黨員は黨員名簿に記載あるものにして、政派員とは單に主義を同ふするのみにて、名を名簿に列せざるものを云ふ、例は甲某は自由黨にして乙某は自由黨なりと稱するが如し、其所謂政黨は則ち政社にして、其所謂政派は則ち政黨なり、從來政黨に對して政社法を適用せしは、當然なりと謂はざるを得ざるなり、然り而て裁判所構設法、行政裁判法、及理事分限令に、判事若くは行政裁判所長官及評定官若は理事は政黨の黨員又は政社の社員たるを得ずとあるは、當時未を用語の一途せるものありさりしを以て、黨員社員を併記して、以て遺漏なきと期したるの主意に外ならずるべし、但

既に此の如く明記せる以上は、判事、行政裁判所長官、評定官及理事は、經令政社に加入せざるも、凡政事上の意見を遂行するが爲に、政黨の黨員となり、黨會に出席し、其黨に融全するが如き、他人と共同の運動を爲すの行爲あることを得ず、尤政事上の意見は、人類の自ら之を有するものなるを以て、積極的行動を爲さずして、單に或る政黨の意見に賛否を表するは、他に特別の規定あらざる限、各自の自由に屬せざるを得ざるなり、
第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ

議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ

對シテハ第一條及第五條ヲ適用セス

第一條は届出に關し、第五條は或種の政社に加入するを得ざることに關す、此規定は外國にては殆ど規定を要せず、何れの際

會にも黨派ありて、左には社會黨、右には保守黨、中央には中
 央黨と云ふ如く、議席に従て自ら黨派を異にす、此黨派別に
 依りて、議事準備の爲めに集會を開き、或る議案に對する方針
 を決定するは、議員の職務を行ふに就て、當然の行爲なりと認
 めらる、故に其會議には議長あり、書記あり、又其主意を編纂
 することあり、又議場に演説する代表者を送ふことあるも、之
 を政社と認めずして、單に之を「フランクシヨン」と稱す「フランク
 シヨン」とは議會の議員が党派別に依りて團結するを謂ふ、政社
 法を適用せざるを例とす、本國の實際に於ても、或は衆議院の
 何何俱樂部と稱し、或は貴族院の何何會と稱するもの如きは、
 從來政事上の結社として取締りたることなし、然とも仔細に之
 を察するとせば、某俱樂部某會は大抵政社たるの條件を具へ、
 政社を以て論し得らるるは無し、從來法律之に適用せざり

しは、實際必要を認めざるに由りしと雖、新に法律を制定する
 に當りては、例外は明に例外として規定せざるべからず、是れ
 本條を設けざる所以なり、

第四章 政社ノ屬出

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社

- ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ
- 日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其
- ノ主幹者ノ姓名ヲ其ノ事務所所在地ノ管
- 轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項
- ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ

(其ニ項畧ス)

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其求ムル事ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

結社就中政治上の結社は、多衆團結の力を藉りて行動するものなるを以て、其勢力侮るへからざるものあり、殊に政治上の結社にして其勢を逞くするに至らば、國家の外に國家を作ると同一の觀を呈し、施て國家の安寧秩序に影響すること少からず、政治上の結社に對して、特に嚴重なる取締の規定を要するは則ち之が爲なり

治安警察法は政社に對して先づ届出の規定を設けたり、結社は
 第十一條に依り警察官の尋問に對して、如何なる事項に關して
 も、明細に之に答ふるの義務を有するも、政社に在りては、尚
 ほ之を以て足れりとせず、更に第一條の規定を設けて、維令警
 察官の尋問なきも、自ら進んで一定の事項を届出つべきことを
 定む、第十一條に尋問に答ふべきことを規定し、又第一條に届
 出の規定を設けたるは、凡そ結社の行為は國家に對して公然を
 るものならざるを得ず、國家は又其行為に就き明細に之を知
 り居らざるを得ざればなり、
 抑或文の社則なきも、又一定の社名、一定の事務所若は主幹者
 なきも、苟も結社の實あるに於ては、之を結社と認めざるを得
 ずと雖、政社に關しては特に取締上の便宜を計り、社則社名を
 定め、事務所を設け、主幹者を置かしむるの規定を設けたるを

以て、政社は此等の事項を具備する義務を有するなり、要する
 に社則、社名、事務所、主幹者ありて始て政社と認めらるるに
 あらずして、政社は社則、社名、事務所、主幹者を定めて、之
 を届出るの義務を有するものなるを以て、政社にして此等の事
 項に欠くる所あれば、警察官は督責して、法律上の義務を履行
 せしむべきなり、法律上の解釋は此の如くならざるを得ず、若
 夫實際の苦心に至ては頗る斟酌を要するものあり、元來治安警
 察法を設けたるは、國家の治安秩序を保持する爲め、必要なる
 取締を爲すに在ると以て、法律の適用も亦必要なる範圍を超越
 すべからざるなり、之を換言せば、免支なき限り寛大なる處置
 を要するなり、是れ諸君の如き警察官に對しては、切に賢慮を
 請はざるを得ざる所とす、乃ち第一條を適用するに方りても、
 社名もなく事務所もなく、社則もなく、役員もあらざるの結社

は、其勢力亦隨て微微たるものにして、之を放任するも大體は國家の安寧秩序に害を及ぼさざるを以て、必要止むを得ざる場合を除くの外は、縦令届出を爲さざるも不問に對せんことを望む、即ち實際に於ては、社名あり、社則あり、重務所あり、役員ありて、始て之を政社と認むるを總當とするの場合多かるべし、又之を政社と認むる場合に於ても、届出なきを以て直に刑事に訴進するを要せず、先づ一應届出を爲すへき旨を説諭するの取扱と爲すへきなり、

主幹者 集會及政社法には役員とあり、苟くも役員たる以上は、悉く其姓名を届出さるへからざりしも、此の如きは頗る煩雜に渉るのみならず、又取締上必要なきを以て、治安警察法は主幹者と改めたり、主幹者とは政社に關し、官廳に對する届出等の責任を負ふ人をも云ふ（民法上に於ける法人の代表者と同一の責

任を有せず）故に政社の總理若くは總務委員の如きは、分辦之を主幹者と稱するを得べく、又別に相當の人物を挙げ主幹者と爲すも不可なかるべし、唯法律上の主幹者は、同時に事實上の主幹者ならざるべからず、故に政社が實際責任を負ひ得ざる人物を、主幹者なりと稱して届出つることあるも、警察官は事實に依りて審査し、實際の主幹者を届出してしむることを得、要するに主幹者を届出しむるの必要は、主として政社成立届出後に於ける届出事項の変更を届出しむるか爲め、其責任者を定め置かしむるに在り、若夫れ政社の總理、若くは總務委員の如きは、縦令其姓名の届出なきも、警察官は視察上平素に於て之を知悉し居らざるべからず、畢竟届出は、尋問通知等を要する場合に於ける便宜を謀るに過ぎざるなり、尤も治安警察法第十一條には結社に於て警察官の尋問を受くるときは、主幹者、發起人又

は警察官の主たる社員と認むる者之に答ふべしとあり、故に尋問の場合、警察官は獨り主幹者に對してのみ、之を為さざるべからずと限るに非ず、政社以外の結社に在りては殊に然り、集會及政社法第二十八條には、政社にして支社を設くるときは總て政社の規定に依るとありしも、治安警察法は、之を略し單に第一條上括弧を設けて、支社に在りては支社の主幹者と規定せり、而して此規定に因り、支社の獨之を認むるの精神も亦明なるを以て、第五條第六條第七條第八條第十一條等凡そ結社に關する規定は、總て支社に適用せらるるものとす、
 結社組織の日よりとは、集會及政社法第二十一條の規定を改めたるを以て、同條第二項に於ては、政社は組成後三日以内云々とあり、組成の日より起算するや、將左其翌日より起算するやに就ては、從來互に解釋を異にし、裁判所の判決亦一途せざりし

を以て、治安警察法は政社組織の日より三日以内とし、以て其日を包含せしむるの意を明にせり、

第十九條に依るに、届出を怠らざるものは罰金に處す、之を為すも實を以てせざるものは更に重き罰金を以てす、即ち一は不行爲を罰し、一は行爲を罰す、不行爲に對する訴訟時効（刑事訴訟法に定むる時効を假して訴訟時効と稱し刑法に定むる執行時効と區別す）と、行爲に對する訴訟時効とは其計算を異にする、即ち不實の届出を怠らざる行爲は、届出を爲すとき既に終つて時効を計算する亦届出の時よりすべしと雖、届出を爲さざる不行爲は、届出の義務を有し且届出を爲し得ると拘らず、届出を爲さざる間繼續するなり、故に結社組織の日より三日以内に届出せる場合に於て、第三日を経過し了りたる間際にて於て犯罪は成立せり、而して第四日目に於て結社の猶存續するときは、

然るに届出の義務を有し又届出を怠し得るを以て、若し四日中に
 届出を為さざるときは、未だ訴訟時効の起算を為すことを得ず、
 五日目六日目に於ける亦然り、時効は三日を経過したる以後に
 於て届出を怠したる日、又は結社の解散若し其勢力を失ひたる
 日より起算するものとす、(我國判決は之に反するものあり)
 社則 社則を外國語にて届出するものなきを保せず、獨逸の裁判
 例に依るときは、社則は必らず獨逸語にて差出すを要すれども、
 余は我國の法律を解釋するに獨逸の裁判例に依ることを得ず、
 抑、官廳に差出すべき願届文書は、我邦語を以てせざるべから
 ずと雖、届書の本書にありして、参考の爲に添附すべき書類
 は必しも邦語たるを要せず、社則の如きは結社に關する契約書
 に外ならずざるを以て、既に外國語を用く書面契約を締結するの
 自由を認めたる以上は、同時に外國語の社則を届出ること許さ

ざるを得ず、此場合に於て翻譯書を差出すことは却て法律の主
 旨にあらざり、法律は翻譯書の届出を以て満足せず、必ずや契約
 の本書を差出さしむるの主意に依るなり、但本書に添ふるに譯
 書を以てするものは、参考の爲に受理し置くを妨げず、
 其事務所所在地の管轄警察官署に届出つへし、即ち事務所二箇
 所以上ある場合には各々其管轄警察署に届出せざるべからず、
 管轄警察署とは、警察分署をも包含す、其届出の事項に変更あ
 りたるときは亦同し、即ち此規定中にも、三日以内に主幹者より
 届出を要する意味を包含せり、
 集會及政社法第二十一條には、社員名簿の規程ありしも、治安
 警察法には之を廃止したり、合意に依りて成立する団体たる以
 上は、合意の當事者たる者の姓名は明瞭ならざるべからずと雖、
 従来法律にて定めたる名簿は、法律上の責を塞ぐに止まり、實

際確實を缺くもの多く、取締上信を措くに足らざりしなり、取
に第十一條に依り、警察官が社員の名を尋問し得る限は、後
を告朔の餼羊をる名を存するの必要なし、故に其規定を廃止
したるものとす、

集會及政社法には、前項の届出ありたるときは、警察官は直に
其領收證を交付すべしとあり、集會に關しても亦同一の規定あ
り、然るに治安警察法は、其規定を廃止せり、蓋し領收證を交
付する理由は、第一警察官其結社に臨むも、届出の有無に就き
疑あるときは、領收證を示さしめて之を知るの便宜と、若二は
届出人をして届出を怠したる證左を有せしむるに在り、而して
今之を除きたるは、若一の理由に對して、警察官は領收證を見
て始めて届出の有無を判知するか如き必要なく又若二の理由に
對しては、届出の證據としては、警察署の文書を濫用すること

を得ればなり、

第五章 結社權ノ制限

第六條 九ニ掲ぐる者ハ政事上ノ結社ニ加
入ルコトヲ得ス

- 一 現役及召集中ノ豫備後備 陸海軍軍人

二 警察官

三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

四 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

五 女子

六 未成年者

七 公權利奪及停止中ノ者

(二項及三項略ス)

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結

社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會

ノ發起人タルコトヲ得ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタ

ル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第五條又

ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同

シ

結社中政事に関するものには特別の制限あり、第五條及第六條亦其一に居る

第一 現役及召集中の義務後備の陸海軍軍人には、政事上の結社に加入することを許さざるなり、蓋し政社の運動は、軍隊の紀律と相容れざるものあり、獨り政社の運動のみならず、凡そ政事上に関しては、軍人は宜く緘黙すべし、妄に喋喋すべからず、軍人は絶対無限に上官に服従して、生死も顧みざる義務あるを以て、意見の向ふ所に従つて自由の行動を爲すことを許さず、國家の政事を論議して、軍隊に蓋すべき當然の義務を忘却するは、陸海軍服務紀律に抵触する所なり、陸軍刑法第二百十條は、軍人政事に関する事項と上書建白し、又は講談論議し、若しくは文書を以て廣告する者は、一日以上三年以下の禁錮に處すと規定す、海軍刑法第二百十六條にも亦同一の規定あり

41

唯陸軍刑法及海軍刑法には、政事上の結社に加入することを掲げざるを以て、治安警察法に規定を要する所なり、
 其二 警察官も亦政事上の結社に加入するを得ざるなり、抑々警察官は不偏不黨、公平に職務を執行せざるべからず、然るに若し或る一派の政社に加入せんか、之に對峙する他の政社に對して、不公平なる處置を爲すことあるは、蓋し人の常情なり、又縱令公平に職務を執行するも世間之を不公平の處置なりと臆断することなきを保せず、而て其結果他の警察事務に容易ならずる障害を來すことあるは、復々喋喋を要せざる所とす、是れ警察官の政社に加入することを禁ずる所以なり、
 衆議院議員選挙法、府縣制、郡制、市制、町村制、北海道區制、北海道一級町村制、北海道二級町村制、沖縄縣區制等に依れば、警察官は其各法令に規定せる議員をることを得ず、即ち被選の

資格を有せず、治安警察法に依れば、警察官は政社に加入することを得ず、是に於て警察官の如何なる官吏なるやを説明するの必要あり、警察の定義は今之を説くの必要なし、而して警察権は、上國務大臣より下島司、郡長に至る迄、各其主務に關して之を有せざるはなしと雖、爰に警察官と稱するは、警察権を有せる各官吏を曰ふに非ず、若し警察権を有せる官吏を、總て警察官なりと曰はば、行政官廳を代表せる行政官吏は、警察官ならずはなきに至るべし、加之裁判官は法廷内に於て、議會の議長は議場内に於て、或る範圍の警察権を有するを以て、亦警察官なりと謂はざるを得ざるべし、然れども此に所謂警察官は、此の如き廣義のものにあらずや固より論なし、蓋し所謂警察官とは、警察権を有せる各官吏を稱するに非ずして、警察権の執行者を曰ふなり、然れども警察権の執行者は、悉く警察

官なりと謂ふことを得ず、例は森林官吏、鑛山官吏、稅務官吏、
 尋警察權の執行を掌るの官吏に乏からずと雖、是等の官吏は、
 所謂警察官と謂ふことを得ず、憲兵は主として軍事警察權を執
 行し、兼て其他の行政警察至に司法警察の執行に當るものなれ
 とも、是亦所謂警察官に非ず、畢竟各該議員の送答及政社に關
 して、警察官に特別の規定を設くる必要を認めざるは、警察官
 は、一般に送答若しくは政社の取締に任ずるか爲に外ならず、
 政に所謂警察官は、警察權執行官中特定の警察事務に當る者
 を除き、一般に警察事務の執行を掌る者を稱するなり、然らば
 今日の新法に於て、所謂警察官と稱するは、警視、警部長、警
 部等に於て、巡查も亦警察官と稱するを妨けず、英國の「コンス
 テーブル」「ハイコンステーブル」の如き、獨逸の「ジマンダルメリー」「ガ
 マインデポリツァイジーネル」「シュツマン」「ワハトマイステル」「ポリツァ

イマフヒチール」の如きは、即ち所謂警察官なり、警視總監は、
 官名及服制上警察官たるか如き觀あるも、其身分他の警察官と
 大に異なる所ありて、東京府に於ける警察行政事務の管掌者な
 り、之を警察執行官と稱せんよりは、寧ろ東京府の政務官と稱
 するに至當とす（獨逸にては大臣、公使、州長官、警視總監、
 知事、郡長、警察局長、并皆政務官と稱し、任免に特例あり）
 警視庁の主事及部長は、或は警視を以て之に充て或は醫者を以
 て之に充つ、警視は身分上警察執行官なるも、主事及部長の
 如きは、當時の事務に於て執行官と稱するを得ず、又警察局長
 は所謂警察官に非ざるや明かなり、
 第三 神官神祇僧侶其の他諸宗教師は、政事上の結社に加入す
 るを得ず、抑も宗教家は、政党政教に拘束せらるることなく、
 超然社會紛糾の外に立て、職務を盡さざるへからざるものなる

を以て、政社に加入することは、紀律上許さざる所なり、獨り神官、神職、僧侶等の紀律に於て、之を許さざるのみならず、政略上亦制限を加ふる必要あり、彼等若し父子宗徒に對して、宗教上の關係を利用し政社の運動を試むるときは、非常の勢力を有するに至るべし、之を換言せば正當に政治上の意見に賛成せしむるに非ずして、迷信的若し異怖的、其政社に加入せしむるに至るべし、而て其政社が若し國家に不利なる主義を取るものならずんば、其結果隨て憂ふべきものあるなり、政略上制限を加ふるの必要ありしは即ち此の謂なり、

神官とは伊勢神宮に於ける諸官を云ひ、神職とは其他官國幣社以下に於ける宮司以下を云ふ、諸宗の教師中耶蘇教其の他外國宗教に関するものは、現今未だ之を定めたる法規あらざるも、明治三十二年内務省令第四十一號に依り、宗教宣布の届出を爲

したる者は、本法に於ける諸宗教師と認定して可なりと信ず、
 教職員選考法中の諸宗教師も亦同様に解釋すべきなり。

第四 官之公之私之學校、教員學生生徒も亦政事上の結社に加入することを得ず、教員は政事に関係なく、即ち政略に顧念する所なく、單純に學問上より教育を爲さしむるの必要あり、又學生生徒も亦他の情念に羈されずして、専心講學せしむるの必要あり、殊に學習の中途未だ思慮の堅固ならざるに方りては、政事に卷豫するの却て一生を誤ることあり、故に此規定あり、
 以上第一軍人、第二警察官、第三神官、神職、僧侶其他諸宗教師及、第四に掲げたるものの内官公之學校の教員、學生、生徒は必しも法律の規定あらざるも、紀律に関する規定、即ち訓令其他の形式を以て、相當の取締を爲し得べしと雖法律に非ざれば罰則を設くることを得ざるなり、罰ありて始て所謂法律に依

は罰則を設くることを得ざるなり、罰ありて始て所謂法律に依

りて自由を制限せらるるものとなる、治安警察法に關係あらざるも、参考の爲めに一言せん、他をレ一般の政社に關する心得是なり、請ふ先善漏西の實例より説かん、普國集會政社法には、官吏に對する別段の規定なきも、千八百五十年五月十一日の訓令に云く、凡そ官吏は規約に依り、又は實際の行為に依りて、政府に敵対する目的を有する結社、政府に對して常に反對の動作に出づる結社、(敵対とは政府を破壊する目的を有せるものを云ふ) 反對とは政府の政略に反對するものを云ふ) 現行の憲法上の秩序を、破壊せんと企つる結社、君主に對する忠勤の義務を怠り、及政府を保護せしめて、却て之に妨害を加へんとする結社に加入するときは官吏たる義務に違背せるものとす云云、又千八百八十二年一月四日の訓令は、(ことを得ず、差し加入する) 撥選帝國議會の議員選挙、普漏西の國會議員選挙に關しては、

官吏は政府に敵対する方針を採れる充実に向つて、投票することを得ざることを定む、故に官吏にして社会黨員を送ることは、懲戒免職の處分を受くるものとし、其の他石に類する訓令は一にして足らず、例は官吏は社会党の新聞を讀むべからずと云ふが如き是なり、就中近來に於て世人の耳目を驚かしたるは千八百九十九年八月三十一日總理大臣公爵「ホッペンローヘ」が各州長官に與へたる訓令是なり、云く、國王陛下の政府は夫の國王陛下の政略を代表し陛下の政府の施政を補翼し且執行すべき官吏の一部分にして却て其義務を十分了得せざるものありし事實を目撃するに至りたるを以て無限の遺憾とするものなり、
獨り高等政務官のみならず國王の郡長も亦郡内の象徴及人民の意見に左右せられて其職務上の行動に關し陛下の政府の施

政に對する疑念を抱くと得ざるは言を待たす元来郡長は政府の明白なる意見と代表し其政略の決行を助け就中重要なる問題に就ては殊に力を竭して政府を助け人民を扶掖して之をして悦ぶ所ありしむるに力むるの本分及義務を有するものとす

政に公共の關係に干渉する職務上の地位に在ては如何なる場合も亦に陛下の政府の政略を代表し且其の方針に従ひ努力せざるが如く如何なる事情あるも私見に依りて政府の政務を妨害することを得ず否らざれば即ち政府の威嚴因て以て傷けらるへし國勢の統一因て以て毀えらるへし國力殺かるへし民心惑ふへし

凡そ此の如きの禁止は普國行政の歴史に披瀝し得て不問に附すべき所にあらず

吾人は政務官吏が誠意と確實とを以て本訓令の主旨に副ふべきことを知る復た海の訓告を要するに至ることなきを信して疑はざるなり

千八百九十九年八月三十一日伯林
内閣
侯爵 ホーエンローヘ

今迄訓令を發するに至りたる額末を説かんに、普國に於て運河を開鑿することは年来の問題たり、昨年即ち千八百九十九年政府は「ライイン」の運河を、「エルベ」河に延長するの豫算を議會に提出し、差否決せらるるときは、政府は最後の決心を為すの模様あり、故に昨年八月運河案の否決せらるるや、人人議會の解散を豫期したるも、議會は終に解散せられず、二三大臣の交渉を以て落着せり、然るに議員中知事、郡長あり、知事二人、郡長二十人政府案に反對せり、是に於て政府は之に對し、一齊に休職を命じ、同時に一般に向て右の訓令を發したるものとす、是れ自ら普國の事例なるも、余は故國の制度亦主旨に於て、異なる

る所なきを信ず、官吏職務規律第一條に云く、凡そ官吏は、天皇陛下及天皇陛下の政府に對し、忠順勤勉を主とし、法律命令に従ひ其職務を盡すべしと云云、且文官懲戒例第二條には、第一職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたるときとあり、而して兼會及政社法の規定に拘はらず、政府は従来種種の訓令を生し、官吏の政事に關することと制限し、又先年内閣（松方總理大臣）は數名の高等官が、政社員と會同して、政府に反對するの決議を爲し、懲戒免官の處分を爲したることあり、亦以て、我國官吏の義務の存する所を知るべきなり

第六 女子は政社に加入することを得ず、抑我國の女子は、濫良敦厚其淑徳世界に誇るに足る、此女子をして政事上に奔走せしむるは、淑徳を傷るの虞なきに非らず、西洋に於ける女子の

運動は今や極端に達し、世の一體と存れり、我國の女子は未だ此域に進まず、又此弊に陥らず、今日の現況、政社に加入を許すは穩かならずを以て此規定あり

第六 未成年者は思惑未だ熟せず、妄に政事上の運動に熟中するは、終身を誤るの恐なきに非ず、故に政社に加入することを禁せり

第七 公權利奪及停止者 抑、政社に加入するは、一の公權利に類せるものなり、寧ろ公權利と云ふて可なり、故に公權利奪及停止中の者は、當然政社に加入することを許さざるなり、

第六條 外國人 外國人は帝國の政事上に容喙するの權利なし、又憲法に日本臣民の權利義務を規定せるも、一には外國人に對する日本臣民の特權を示したるなり、而て我國情に通曉せざる外國人をして、我國に於て政社を組織し又は之に加入せしむる

は、種々の弊害を醸し、國家の秩序に影響を及ぼすことなきを保
せざるを以て、外國人は政社に加入することを得ざらしむ、
第五條及第六條は政事上の結社に加入するを得ざるの規定なり、
而して結社に加入するを得ざる者は、自ら結社を組織すべから
ざることも亦自ら明なり、故に此西條に列記せらるる者は、他
の結社に加入し又は自ら結社を組織して、結社員たることを得
ざるなり、

第五條及第六條に違背せる制裁は、第二十二條に規定す、獨り
直接に違犯せる者を罰するのみならず、又入社せしめたる者を
も同様に處罰す、第二十二條に於て入社せしめたる者亦同しと
規定せるは、刑法總則の従犯の規定にては不充分なればなり、
従犯とは或る犯罪を幫助するものなり、結社に加入せしむるは
入社を幫助せりと謂はんよりは、寧ろ別個獨之の行為なりと信

す、又縱令之を従犯なりと論し得へしと假定するも、従犯の刑
に於ては、制裁の目的を達すべからず、情に於ては寧ろ加入者
よりも重しと謂はざるを得ず、故に此規定を設けたり、之と相類
似せる他の條に於ける亦此例に同し

第六章 公事結社

第三條 公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ

政事ニ関セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持
スル爲届出ヲ必要トスルモノアルトキハ
命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依
ラシムルコトヲ得

公事とは私事に對するの語なり、私事ならざるものは公事なり、政に政事も亦公事なり、學術、宗教、經濟、社會問題、地方行政、風俗改良、衛生等總て公事たり得ざるは存し、而て公私の区別は事實に依て決せざるを得ず、例は農事に關して一般の利害に關する事項を目的とせるときは、之を公事と謂はざるべからざるも、若し自己の田地を耕作するに就て、隣地主と協議を爲す如き、各自の利害に關する事件ならば私事に過ぎず、學術其他に於けるも亦同し、自己の智識を練磨する爲に相聚まるは私事に過ぎざれども、一般の教育其他に關するときは公事たることを得べし、又政事に關する公事と政事に關せざる公事との別由、亦事實に於て之を定めざるを得ず、例は教育は本来公事に過ぎざれども、若し教育制度に關するときは公事中の政事なり、宗教も亦同し、宗教制度に關するに至れば政事なり、而て

政事公事の区別は、時代と國とに依りて範圍を異にすること、第五條に論しをる所の如し、外國の法律にては凡そ公事に關する結社集會は、届出に關して政事上の結社集會と同一の取扱を爲すもの多し、然とも公事は範圍頗る廣漠にして、總て届出を爲ざれば煩密に過ぐるの感なきにあらず、又取締上の必要を認めざるなり、故に治安警察法は、政事以外の公事に關する結社は、治安秩序を保持するため必要なる場合の外届出を爲さしめず、其をして届出を爲さしむることは、必ず勅令又は其他の命令に規定せざるべからざらん、而も届出を要すべき公事の結社を、法律に列記せずして、之を命令の規定に委任したるは、若し之を列記するときは、却て脱漏の恐あると同時に、一方に於ては時情に依り届出を要せざるに至れる種類の結社も、亦法律の規定を遵守して届出を爲さざるを得ず、爲に嚴密に過ぐる

ことあるを以てなり、
従来に在りては獨り政事に関する結社集會を取締るの必要あり
たるに及し、今や時勢の變遷に伴ひて政事以外に結社集會の取
締を要するに至り、宗教に、社会問題に、教育に、衛生に、
市町村行政に皆是然らざるはなし、是等三條を設けて、行政官
廳として臨検實際の必要に應せしめんとする所以なり、

第七章 結社ニ對スル制限

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會
ノ議員ニ對シテ其発言表決ニ付議會外ニ
於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコ
トヲ得ス

集會及政社法にも同一の規定あり、唯其異なるは集會及政社法
には結社は法律を以て組織したる議會の議員云々とありしを、
本法は法令を以て組織したる議會の議員云々と改めたるに過ぎ
ず、北海道区制同一二級町村制並沖繩縣区制間切島規程革命
令の規定に依り、組織せる議會あるを以てなり、本條には罰則
なく、強制の途なきか如きも警察權を以て此の如き規定の削除
を命し、肯かされは最終の手段として、結社を禁止することと
得るを以て、第七條の精神は事實に於て之を貫徹することを得
へし、
本法は憲法第五十二條の如く、獨り帝國議會の議員に與するに
非ず、凡そ法律命令を以て組織せる議會の議員に對しては、何
れの場合に於ても之を適用することを得、抑結社の自由は憲法
之を認むれども、議員の公職を行ふは、亦立憲政の本旨に於て

之を重せざるべからざると以て、一方に於て結社の自由を認むると同時に、議員の公職を行ふことを妨ぐるの行為は、法律を以て防制するの必要あり、是れ本條を設けたる所以なり、

第八章 結社ノ禁止

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群衆ヲ制限禁止若クハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得
結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

凡そ結社は公事結社たるも、政事結社たるも其他の結社たるもを問はず、安寧秩序を保持する爲必要なる場合には内務大臣に於て之を禁止することを得、集會の制限禁止解散は、之を警察官の職權に委ねるも、結社の禁止は其手續之鄭重にし、内務大臣の職權に屬せしむ、安寧秩序を保持する爲必要なる場合とは、安寧秩序を妨害するの恐ある場合よりは適用の範圍廣し、安寧秩序を妨害するとは、其結社が安寧秩序を妨害するものなりと云はば、其結社が安寧秩序を保持する爲必要なる場合とは、結社其者が安寧秩序を妨害する場合に勿論、又縱令結社其者は安

寧秩序を妨害することなきも、諸般の情況に依り、其結社ある
 か爲に安寧秩序の保持を妨ぐるの恐あるとき亦其適用を及くる
 なり、例は結社の目的は極めて穩かなるものにして、安寧秩序
 に害なく又其行爲も非難すべき點なしとするも、偏々其地方人
 心の動亂に依り、其結社あるか爲に紛擾を起し、騷擾を致すの
 恐あるときは、結社其者は安寧秩序を妨害するに非ずして、結
 社の存立が偶以て、安寧秩序の保持に妨害を來すなり、此の如
 き場合には、結社に取りては甚だ迷惑なるも、全体の安寧秩序
 を保持する爲に、國家は之を禁ずるを得るなり、但し是れ已む
 と得ざるの處分なり、即ち國家は保護するの義務を有する所の
 結社を、保護する能はずして、却て自衛の爲に之を禁止するな
 り、法律は命令權能を認むるも其適用は最も慎まざるを得ざる
 なり、

結社にして民法上の社團法人たることあり、民法第七十四條に
 云く、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財
 團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之
 ヲ法人ト爲スコトヲ得

而して民法第七十一條に云く、

法人が其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設之ノ許可ヲ得タル條件
 ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳
 ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

即ち許可を與へたる官廳は、許可を取消すことを得るなり、是
 に於て民法第七十一條と治安警察法第八條第二項内務大臣が禁
 止を命ずるの規定と、互に衝突を生ずるの觀ありと雖、民法と
 治安警察法とは互に規定の目的を異にし、兩者並行して共に効

力を有するものとして、而て民法は法人其者の行為に依り必要を認めたるに限り、主務官廳として許可を取消すことを得せしむるも、治安警察法は法人の行為治安秩序を害するの恐あるときは勿論、又否らざる場合に於ても、他の事情に依りて治安秩序を保持する為必要と認めるときは、亦之を禁止することを得せしむ、此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限は、民法に定めたる主務官廳の権限より狭し、然れども法人が其目的以外の事業を爲し、又は設立許可の條件に違反せるか如きことあるも、内務大臣は單に之を理由として、治安警察法に依りて、其結社を禁止することを得ず、故に此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限、民法に定めたる主務官廳の権限より狭し、内務大臣が結社を禁止する場合に於て、其結社が法人であると法人をらざるに依り、財産の處分を異にす、法

人たる場合には、民法第七十二條の規定に依る、云く、解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル

人ニ歸屬ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ歸屬権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリントキハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス内務大臣の爲に結社を禁止せらるるに依り、解散せる法人の財産は、定款又は寄附行為を以て指定したる人に屬し、其指定なく又指定の方法を定めるときは、理事は主務官廳の許可を得て相當の處分を爲し、若し否らざる場合に於て、總て國庫に歸屬するものとし、之に反して法人権を有せざる結社に在りて

は其財産は、結社員の共有なるを以て、結社が解散せるときも
 解散せざるときと同一の狀態なり、如何なる場合に於ても、當
 然國律に歸属することあらざるなり、而て社員の共有財産を管
 理せる役員は、結社を禁止せられたる後に在ても、分配を了る迄
 は其管理を繼續するの義務あり、
 禁止處分に對しては、行政訴訟を提起することを得、即ち第八
 條第二項に此場合に於て違法處分に由り權利を傷害せられたり
 とする者は、行政裁判所に告訴することを得とあり、違法處分
 とは、法律を適用せざること一なり、法律を適當に適用せざる
 こと二なり、法律を適用せざる場合は甚を明瞭なるも、法律の
 適用其處を得たるや否やは、動もすれば事實上の問題と混交し
 易し、行政裁判所は事實に就ては裁判せざるも、法の適用に就
 て裁判するを以て、尙、事實の審査に傾くことあり、然れども

法律に依りて事實の認定と行政官廳に委任たる場合には、行政
 裁判所は認定の當否に入入りて、之を審査することを得ず、若
 安善法第八條は安善秩序を保持する為め必要あると否との事
 實を全く内務大臣の認定に一任せるを以て、此點に關しては行
 政裁判所は裁判を下すことを得ず、故に結社を禁止するの必要
 ありたるや否やに就ては、内務大臣の處分は終局として、行政
 訴訟を許さざるものとす、
 行政訴訟の提起は、違法處分を理由とすべしのみならず、必ず
 や權利を傷害せられたる場合ならず、權利とは民法
 上の權利と其義を異にす、司法裁判所に訴へて救済を求むるの
 途なきも、其人の權能ならず之を權利と云ふことを得、自由と
 權利とは本來互に区別あるも、行政訴訟に關しては自由をも權
 利と看做すことあり、違法處分に由り權利を傷害せられたる者

は、行政裁判所に出訴することを得、結社にして違法處分に依り權利を傷害せられたる場合を例示せば、凡そ爲し得へからざることは、之を爲せしと命ずるを得ず、其命令は違法なるを以て未だ結社たらざる者に對して、結社たることを禁止せば、其命令は即ち違法なり、且之に依りて相集り相會するを得ざるを以て、權利を傷害せらるるなり、而て權利を傷害せられたりとする者は何人にも出訴することを得、故に行政裁判所に出訴するは主幹者たるも可なり、役員にも可なり、又結社以外の人にも差支るべし、

第二十三條 (第二項) 第八條第二項ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

違背とは結社たるの行為を繼續するなり、結社は禁止せられたるを以て既に存在せず、唯個人として結社たるの行為を繼續するものなるを以て、罰則は其個人に適用すべきものとす、但し禁止せられたる結社の行動と同一の目的方法を以て、個人別別の違動を爲すは固より妨なし、

第九章 秘密結社

第十四條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密

ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處ス

秘密結社は曾て保安條例に規定ありしも、保安條例廃止以來其規定を缺けり、因て本法更に之を規定を設けたるなり、秘密結社は歐洲各國に於て概ね之を禁せり、蓋し歴史に於て然らざるを得ざるの沿革ありて然るなり、十八世紀頃迄は或は宗教に關し、或は政事に關して、秘密に團結して、而して其動作國家の秩序を妨害するの虞あるもの頗る多かりき、思ふに當時は法治の制度にあらずして、所謂警察政治の時代なりしを以て、諸般の取締るる嚴酷に傾き、且法律の規定なくして、行政官は臨機の處分を爲したるなり、固より憲法に依りて結社の自由を認むることあることなし、故に相團結して共同の運動を爲さんとする者は、政府に對して其團結の存立を秘密とし、或は少くとも其目的、社則を秘密にし、或は之を詐稱するの己むを得ざることあり、是に於て政府に於ても秘密結社を禁するの必要に隨て生したる

ものとし、然るに十八世紀の末より、漸次自由を尊重するの氣風を馴致し、各國互に憲法を設け、且結社の自由を認めたるを以て、爾後國家の存立と背馳するの行為を爲さざる限り、何人も公然自由に團結することを得、復其結社を秘密にするの必要を見ず、以て今日に至り殆ど秘密結社の跡を絶たんとし、之に對する罰も亦之を適用する場合甚だ稀なるに至り、唯夫産無黨の如き、共產黨、社會黨の如き、又宗教に就て言ふとせば、「エズイテンナルデン」の如き、國家に危険なる團結の存續する限は、秘密結社の禁は猶ほ之を存置するを便とすべし、又國土の關係上より論ずるも、「ポーランド」の普魯西に於けるか如く、

「71 エルサスロートリンゲン」の獨逸帝國に於けるか如く、「アイルランド」の英吉利に於けるか如く、「フィンランド」の露國に於

けるか如く、或は境國內に於ける人種の争あるか如く、或は地
 那の確執せるか如き、恐くは是れ事情に於て秘密結社の禁を免
 するを得ざるべき歟、秘密結社禁止の規程猶ほ改羅巴に於て効
 力を有するは之か爲めなり、

我國保安條例の効力を有する時に於ては、未だ嘗て秘密結社の
 禁令を適用しをることなしと雖、熱く社會の趨勢を察するに、
 宗教問題に、社會問題に、漸く改羅巴に於けるか如き、狀況を
 呈するの慮なきに非ず、殊に外國人に内地に居住するの自由を
 認めたる以來は、外國に於ける秘密結社にして、我國家に害あ
 るの虞あるものも亦輸入さるることなきを保し難し、現に「エズ
 イテン」の如き既に幾分か我國に入り来たれるか如し、要するに
 今日秘密結社に對する規定を設くるは、時宜に適したるものな
 りと信す、

英語「フリーメイソン」獨語「フライマウエル」は既に本邦に輸入
 されたるを以て参考の爲めと一言せん、此結社は稱して其存立
 を秘密にするとも、最早公然の秘密となれり、其存立、歴史、
 目的、行爲、社員等世間之を知らざるものなし、其目的は主と
 して慈善的計畫を遂行するに在りて、少しも世道に害あること
 なし、故に改羅巴にては、之を論ずるに秘密結社を以てする者
 なきにあらずと雖、多數學者は秘密結社と爲さず、殊に實際に
 於ても秘密結社として之を禁止せざるなり、今此結社の性質若
 草莽に就き詳説するの必要なきも、要するに我國に於ても治安
 警察法及十四條を適用して、之を嚴禁するの必要なきを信す、
 治安警察法施行以來、之を不問に附せらるるは、蓋し理由ある
 ことならん

秘密結社とは獨逸刑法の規定に依れば、政府に對して其存立

目的、又は規約を秘密にするものを云ふ、
 治安警察法には別段定義を掲げざるも、政府に對して存之、目的、規約を秘密にするものを、秘密結社と稱するに相違なからん、明治二十九年政府より治安警察法案を貴族院に提出せるに際し、貴族院の委員會は、政府案に單に秘密結社とありしを、政府に對して存之、目的、規約を秘密にする結社と修正せんと試みたることあり、治安警察法は法律の運用を窮屈ならしめんとことを更りて、故らに定義を避けたりと雖、其精神に於て前年貴族院に於ける修正と異なる所あらざるを、第一條の届出を怠りたるものと、第十四條の秘密結社とは決して混同すべからず、單に届出を怠るは、其存之、目的、規約を政府に對して秘するの意思あるを要せざるも、第十四條の秘密結社は、單に届出を怠るのみならず、本来其結社の成立を秘せるなり、即ち

秘密にするの意思を以て、秘密にするものを稱して秘密結社と云ふなり、國家は臣民が政府に對して、其行為を隠秘するを許さず、且之を隠秘するの意思たるや、君レ之を公にせば政府必ず之を禁すべしを以てなり、政府之を禁せんことを恐るるは、其目的に於て又其行為に於て、公共の安寧秩序と相容れざるものあればなり、是れ第十四條に於て秘密結社を禁し、第二十八條に於て之の罰則を設けたる所以なり、

第十四章 集會

75
 集會とは多象共同の目的を有して其目的の爲めに一定の場所は會同するを云ふ、多象とは二人以上を稱することと其職に説明せる所なるも、法の精神に於ては更に多數に非ざれば、法律を適用すべからざるものと知るべし、

共同の目的 集會とは單に群集を稱するに非ずして會同者間に
 は、之を結合する所の群衆をかるへからず、會同者共同の目的
 則ち是なり、即ち會同者は互に同一の目的を有し、其目的に従
 て會同するものとす、例は路頭に格闘する者あり、行人并之之
 を觀る、觀る者漸く加はり、遂に多衆環堵、同音格闘者を諾る
 觀ると諾るとの目的は、多衆の共同なりと雖、多衆は觀るか否
 又諾るか否に會同せるに非ず、即ち共同の目的の爲に會同せる
 にあらずして、偶然群集して、偶然之を觀、之を諾るの念を發
 したるに過ぎざるを以て、未を以て集會と爲すことを得ず、之
 に反して之を觀之を諾りたる者、格闘者も告發せんか否、協議
 を爲すの會同を爲すの事實あるに於ては、之を稱して集會と爲
 すことを得へし、然れども共同目的の爲に會同せる集會に於て、
 偶々目的以外の行為に涉ることあるも之あるか否に集會たるを

妨げず、又共同目的の爲に會同せる集會に、目的を共同にせざ
 るんか偶然來り加はることあるも、全体の目的を妨ぐるに至ら
 ざる限は、亦集會たるを失はず、

一定の場所 結社の要件に非ずして集會の要件あり、是れ結社
 と集會と其性質を異にせる一點なり、結社は文書の往復に依
 り互に結合することを得るも、集會は一定の場所に會同するに
 非ざれば成之せず、

會同 是亦結社の要件に非ずして集會の要件なり、結社は文書
 の往復に依りて成之するも、集會は多衆相集まるの事實あるを要
 す、

77
 集會には必ずしも講談論議を要せず、又一定の形式あるに非ず、
 固より發起人、役員等之あるを要せず、治安警察法は、便宜上
 政事上の集會に關し發起人云々の規定を設けたるも、集會成之

の要件として之を必要とするに非ざるなり、
 集會は一時限の會同なるを以て、結社に於けるか如く繼續を以
 て要件と爲さず、集會は相會して又相散するものなるか故に、
 結社に於けるか如く結合を以て要件と爲さず、是亦結社と其定
 義を異にする所以なり、
 集會の種類は之を公衆を會同するものと否らざるものとに区
 別し、又之を屋内集會、屋外集會に區別し、又之を政事に關す
 るもの、公事に關するもの、政事にも公事にも關せざるものに
 區別す、

公衆會同とは公會の意なり、何人にても來り會することを得る
 なり、然れども多少の制限を爲すことあるも、亦公衆會同たる
 ことを妨げず、例は日本人に限りて來會を許するは、外國人に
 對して制限するなり、男子に限るときは女子に對して制限する

り、學校生徒又は官吏に限るときは、其他の人に對して制限
 するなり、總令之を制限するも、其範圍内に於ける公衆を會同
 するときは公衆の會同たり、故に自由黨員は何人にても來會す
 べし、町村長は何人にても來會すべし、赤十字社員は何人にて
 も來會すべしと曰はば、即ち亦公衆を會同するものたるなり、
 其公衆會同に非ざる場合は、案内狀又は其他の方法に依りて、
 特定人を會するに在るものとす、特定人の會同に際し、偶然特
 定人以外の人が參加することあるも、爲に會同者と全体の特定
 人たることを妨げざる限は、亦公衆を會同するに非ざる集會を
 る変更せらるることなし、

屋外集會に付て別之を説明すべし、政事公事に付ては既に説
 明せり、故に今皆之を略す、

集會政社法第三十七條には法律命令に定むる所の集會は此の法

律に依るの限に在らずと規定せしむ治安警察法は別段の明文を要せざるものとして之を創り而て法律命令に定むる所の集會に治安警察法を適用せざるは論を待たざる所とす。

第十一章 集會ノ届出

後二條 政事ニ関シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ
發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ
届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セズ

若ハ三時間以上中断スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ
法令ヲ以テ組織シタル議^{義會}員選挙準備ノ爲メニ選挙權ヲ行フヘキ者及被選挙權ヲ有スル者ニ限り會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

第十一章 結社、集會又ハ多衆運動ニ関シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ

起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ

主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ
ハシ(下畧)

英二十條 英二條 英一項 又八條二項 違背シタル者ハ

二十圓以下ノ罰金ニ處シ 英二項ノ届出ヲ
為スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ
罰金ニ處ス

英二十五條 英十一條 英一項ノ尋問ニ答ヘ
ス差ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ(中畧)
者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官は英十一條に依り、必要に應じて各種集會に對して尋問

を爲すことを得ると雖、政事集會に對しては更に特別の規定を
受けるものあり、即ち政事に關して公衆を會同する集會を閉か
んとする者は、英二條 英二條に於て發起人を罰することを得、集
會及政社法には、届出を爲さざれば發起人を罰するの規定あり
とも、英二條 發起人を定めざるに當り何人をも罰するの規定なかりレ
に、治安警察法は英二條に於て發起人を定むハレと規定し、英
二項に届出の規定あり、而して英十九條には英一條に違背シテ
る者は三十圓以下の罰金に處し云々とあり、故に 英二條 發起人を
定めざるときは、事實發起人と認むべき者、即ち公衆を會同す
る集會を閉かんとする者を罰するなり、其事實上の發起人不明
なるときは、共同の目的の爲に會同する者は、總て集會を閉か
んとせる者と看做して可なり、即ち無意に會する者を除くの外
は、各會同者に對して罰則を適用すること得るなり、

發起人は到達すべき時間を除き開會三時間以前に、集會の場所年月日時を會場所在地の管轄警察官署に届出つべきものとす、到達すべき時間を除くべきの規定は、集會及政社法には之なし、集會及政社法に依れば届書は必ず警察署へ持参せざるべからず、警察署届書を受領したるときは、領收證を交付せざるべからず、りしなり、然るに治安警察法は、届書の到達すべき時間を除き即ち開會三時間前に、届書が警察署に到着するを以て足れりとするが故に、届書は郵便にて之を差出すも可なり、開會三時間以前とせるは、警察官をして取締の準備を為し得るの時間を有せしむるなり、但休日又は夜間にても、三時間前に到達せば届書は有効なり、午前三時に届書到達は、午前五時に集會を用くことと得るなり、

集會及政社法は講談論議者の氏名を届出たらしめ、加ふるに開

會二十四時間以前に届出を要したるを以て、一旦届出たる講談論議者は、二十四時間内に其人を変更することを得ず、又若し他人加はりて講談論議者たるには、更に届出を為し其時より更に二十四時間を経過せざるべからざるなり、治安警察法は、取締上の必要を認めざるを以て、此の如き規定を廢せり、届出事項の年月日時は集會を開始すべき時刻を云ふなり、而て其の時刻より三時間を過ぎて開會せず、若くは開會後三時間以上中断するときは届出は其の効を失ふなり、警察官をして監視の爲めに時間を空費せしめざるの主旨に出つ、尤中断せざる限は同一の集會繼續して、次日に涉り若くは數日間に彌ることあるも届出の効を失ふことなし、

議員選挙準備の爲めに選挙権を行ふべき者及被選挙権を有する者に限り會同する所の集會は、投票の日より前五十日間は届出

主要せざるの規定は、獨逸母にては選挙法に規定して集會政社
に規定せざるも、我國に於ては集會及政社法に之を規定し、治
安警察法亦之を襲へり、畢竟選挙の爲に關し集會は自由ならし
めて、以て法律上の權能を全ふせしむるの趣旨に外ならずる不
り、
第三條の公事集會に就ては結社に關する説明を以て是れりとレ
今之を略す

第十二章 屋外集會及屋外運動

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆
運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時
間以前ニ會同スヘキ場所年月日時及其通

過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出リヘ
シ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其他
慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此限ニ在ラス
第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十
圓以下ノ罰金ニ處シ第四條ノ届出ヲ爲ス
モ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金
ニ處ス

屋外に於ける公衆の會同と、多衆の運動とは極めて類似せる點
あるも、亦區別なきに非ず、即ち屋外に於ける多衆運動とは
多衆一團となり公然屋外に於て行進し、又は場所を定めずして
動作するを云ふ、集會には一定の場所に會同すること一の要素

たり、運動には會同より、寧ろ場所を定めずして動作すること必要の條件たり、運動は憲法の所謂集會に非ず、便宜上集會と併せ規定して、同一の取締を爲すに過ぎず、其制限は憲法上必ずしも法律を以てせざるべからざるに非ず、而して運動は集會と同じく多象現在し、且多象は偶然の集會に非ずして、共同の目的に因れるものならざるべからず、尤其集會は偶然なるも相携て同一の運動を爲すに至れば、即ち亦共同の目的に出る運動と爲るなり、共同の目的は運動を爲すに在るを以て是れりとす、其運動が更に一定の目的を有することを要せざるなり、故に共同の目的に出る運動なるや否やは、外部に見はるる事實を以て之を断定す、即ち提携行進の外形ならば即ち屋外運動たるなり、而て一定の順序形式あることなきを以て、象馬、徒歩其他任意の方法に由ることを得、加之三三五五斷續行進するも、其

所期を一にするの事實を認定し得べくんば、之を多象運動と看做して可なり、例は多象請願の爲めに上京することありと假定せし、縱令隊伍を爲して行進するに非ざるも、向背相望て追隨するときは、以て屋外運動と認むることを得べきなり、又昔滿西の法律には、都市、村落、又は公なる街路に於て、公然運動を爲す者は云々とあるを以て、水路、船に由るの運動には、法律を適用すべからざるの判決例ありと雖、我國の法律には、單に屋外に於て多象運動せんとする者は云々とあるのみなるを以て、水上運動なるか故に法律を適用すべからざるの理由なしと信す、

屋外集會及屋外運動を取締るの主意は、一には集會若し運動其者が公衆に及ぼす勢力に依りて、安寧秩序を妨ぐるの虞あるを以てなり、殊に示威的運動の如きは最も然り、又一には群集人

若は通行人と相慮し、又は相争ひて混乱紛擾を惹起すの恐あり、且場合に依りては交通の取締上必要ありはなり、治安警察法は、屋外集會及屋外運動は、警察官署の認可を要するの規定を改め、認可を要せざらしめ、又堅固なる屏牆を設け自由の交通を遮断するの規定を廃したりと雖、必要に於ては第八條に依りて之を禁止又は制限することを得るを以て、取締上差支なきを信ず、即ち屏牆の如きも必要止むを得ざるときは、之を設けしむることを得るなり、

屋外集會及多衆運動は、届出時間を早むるの必要あるを以て、十二時間以前に届出を爲さしむ、其事項は、會同すべき場所（屋外集會の場合）年月日時及多衆運動に關して通過すべき路線にして、其届出は管轄警察官署に之を爲すべきものとす、本條は集會及政社法の例を襲ひ、届出の時刻より数時間を經過し、

又は数時間中断するときには届出の効力を失ふことと規定せず、既に會同又は運動を開始すへき年月日時を届出たる時は、其時刻の經過に依りて當然届出の効力を失ふか如しと雖、第二條に三時間を過くるに非ざれば、届出の効力を失はざるの規定を設くるに因りて見れば、本條亦同一の精神を以て解釋すべきものと謂はざるを得ず、即ち命令届出たる時刻を經過するも其行為を廃止するの事實なき限は、届出の効力を失はざるを原則とし、第二條は特に法律の力を以て、三時間の經過に因て届出の効力を奪ひたるものとす、故に屋外集會及多衆運動は、届出たる時刻より数時間を經過せりと云ふの理由を以て、届出の効力を失はしむることを得ず、其行為を廃止したるの事實に因て、届出の効力を失はしむるなり、中絶の場合亦然り、例は屋外集會に於て、講談論議者の並者の爲に届出たる時刻に開會する能はさ

るも、届出の効力を失はず、多衆運動の場合に於て、中途日暮
 れて宿泊し、其夜運動を中絶するも、届出の効力を失はず、但
 し一旦集會又は運動の計畫を改したる後更に之を企てるか如き
 又一旦開會又は解散したる後、更に集會又は運動を始むるもの
 の如きは、新なる届出を要すること勿論なり、通過すべき路線
 を管轄警察官署に届出ること就て、若し其道筋長くして二箇
 所以上の管轄警察官署に涉るときは、其各警察官署に届出ること
 を要す、即ち各警察官署運動を爲す路線に於て、取締の準備を
 爲すの救會を共ふるなり、本條の規定に例外あり但書是なり、
 云く、

但し祭葬、讞社、學生生徒の体育運動其他慣例の許す所に
 依るものは此限に在らず

祭葬以下總て慣例の許す所の者ならざるを得ず、祭葬其他に關

して異様の凶体を爲し、又は祭葬其他に託して不穩の運動を爲
 すか如きは、此但書を適用する限に在らず、屋外運動に就ては
 大概集會に關する規定を適用するに便宜に出ざるなり、

第十三章 集會ニ對スル制限

第五條 (第一項及第三項) 女子及未成年者ハ
 公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其
 發起人タルコトヲ得ス

公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル
 政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ(中畧)又ハ公

象ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第 二十 二 條 第 五 條 又 ハ 第 六 條 = 違 背 シ タ

ル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス(下略)

女子及未成年者に公衆を會同する政談集會に會同し、若は其發起人たることを禁したるの理由は、結社に加入を禁したるの理由と同一なり、即ち女子の淑徳を保ち、且未成年者をして一生を誤らざらしむるに甚だ必要なるに因る、然らば何故に、現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人、警察官、神官神職僧侶其他諸宗教師、官立公立の學校教員學生生徒は、之を政談集會に會同せしめざるの規定を設けざるやと云ふに、是等の人は能力の程度女子未成年者ノ比に非ず、之をして集會に臨ませしむるも、

女子未成年者の如く事に感し物に動き易きに非ず、且集會は結社と異なり、結社の如く繼續して行動するものに非ざるを以て、結社に於ける如き制限を設くるの必要を認めざるに由る、尤も必要の場合に於ては、軍人、警察官、神官神職僧侶諸宗教師、官立學校の教員學生生徒に對しては、監督官廳の命令訓令を以て、集會に於ける制限を爲すことを得るは、營て結社の場合に説明せしか如し、何故に公權利奪及停止中の者に、政談集會に會同することを禁せずして、單に發起人たることのみを禁止せるやと云ふに、監視執行中に在る者は、刑法附則第二十七條及第四十條に依り、群集の場所に參會することを得ざるを以て、政事上の集會に會同することを得ざるは論を待たざる所とす、故に重罪の刑に處せられ公権を剝奪せられ本刑短期の三分の一を監視に附せられ

をる者、自由刑の執行を終り監視に附せられたる者、假令獄の後に特別監視に附せられたる者、並に其他の理由に依り監視に附せられたる者、例は死刑又は無期刑の期滿免除を得て、五年間監視に附せられたる者の如きは治安警察法の規定を俟たずして、政談集會に會同することを得ざるなり、尤も重罪の刑の短期三分の一を過ぎたる者、及死刑又は無期刑の期滿免除を得て五年を過ぎたる者の如きは、公権剝奪中なるに拘はらず、政談集會に會同することを得ずと雖、是れ刑法に於て既に監視の必要なきものとして、刑法附則第二十九條及第四十四條を適用せざる者なるを以て、刑法を定めたる國家の意思より考へて、治安警察法に特に嚴禁の規定を要せずと決したるなり、且實際に於ても政談集會の發起人とするに付ては、届出に依り公権剝奪なるマ否やを取柄ふるの便ありとも、多象に就して會同する者

に對しては、容易に公権を剝奪せられたる者なることを知る能はざるへし、況や平素被監視人として視察し置かず、隨て其面相を識ると由なき者に於ておや、警察官たる者何に因て多象中より其一人を甄別せんや、亦是本法に於て公権剝奪中の者に、政談集會に會同することを禁ずるの明文を存せざる所以なり、外國人は、公衆を會同する集會にして、且其集會は政事上の目的を有する場合に於て、發起人たることを得ずと雖、政談集會に會同して講談論議するは其自由なり、政羅巴に於ては各國互に境を接し、且其間に言ふへからざる關係ある爲に、外國人の取締に就ては頗る苦心する所あり、今一例を挙げんに、普國千八百七十六年八月二十八日の法律に依れば、外國人の官廳に差出す文書は、外國語を以てすることを得ざるに、政府は更に之を改めて嚴重の規定と爲さんと企て、議會の承諾を得ざりレこ

とあり、千八百九十八年政府は更に其案を起草し、内務省知事の意見を徴したることありしも、他の政略に妨げられて、遂に議會に提出するに至らざりしと云ふ、其案に依れば集會に於ては獨逸語の外演説を許さず、其意志として枝蘭人等の演説を妨ぐるに在り、然るに中央党はカトリック教宣布と便ならざるか爲に、其案に反対するの傾向を有し、政府をして躊躇決する能はさらしむ、而して政府が此の如き案を起草するに至りたる理由は枝蘭人が枝蘭語を以て演説しざるに際し、警察官は外國語を了解する能はざるか爲、臨證の權能を妨げられたるものと爲し、解散を命したるも、結局行政裁判所は警察官の處分を不審と判決したるに由る、我國憲法に斯の如き關係なきを以て、外國語の演説は之を禁する必要なし

以上は集會に關し人に対する制限不れとも、別に事に就ての制限あり、

限あり、

第九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議シ又ハ傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ資恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ爲スコトヲ得ス

第九條ニ違背シ(中略)タル者

ハ三月以下ノ輕禁錮又八十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

右は、新聞紙條例及出版法にも類似の規定あり、第一項は重罪輕罪の豫審に關する事項を公判に附せざる以前に講談論議し、又は傍聴を禁したる訴訟に關する事項を講談論議することは、刑事訴訟法精神に照らし、之を許すことを得ざるに由る。第二項の犯罪の煽動は、集會及政社法の犯罪教唆を改め、適用の範圍を廣くし、且其義を明にしたるに在り、即ち教唆は本犯若し罪とならざれば之を罰するを得ざるも、煽動は挑発煽起の事實あるを以て是れりとするなり、且教唆は本犯と同一の罪として論せらるるも、煽動は被煽動者か如何なる罪を犯すに拘けりず、治安警察法第二十四條に定めたる特別の犯罪として論せ

らるるなり犯罪を曲庇し、又は犯罪人若し刑事被告人を責恤、若し救護することを得ざることには説明を要せずして明なり、刑事被告人を陷害するの講談論議を為すを得ざることには、集會及政社法にも規定なく、又新聞紙條例出版法にも規定なく、治安警察法に於て始めて設けたる規定なり。刑事被告人を陷害するの講談論議は、發令治安警察法に規定なきも、大抵刑法の誹毀罪とならざるはなれと雖、刑事被告人を犯人と同視して、之を擯斥罵倒するの弊は、實に社會を毒するの甚しきものにして、今日の事情告訴を待て其罪を論ずるの規定は實際の必要に應ずるに足らず、故に本條の規定あり、但し本條の煽動又は陷害は刑法の教唆又は誹毀と有り得る場合に於て、理想的俱發として論ずべきは勿論とす

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ

規定ニ違背シ其他安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認めタル場合ニ於テハ警察官ハ其人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

第ニ十四條 (前略) 第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

其人の其席に於ける講談論議を中止するの意に於て、同日他の場所に於て講談論議するは妨をなし、

第十二條 集會又ハ多衆集會ノ場合ニ於テ

故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

第ニ十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セリル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の執行に關し念の爲に一言せん、喧擾又は狂暴に涉る者ありて、集會の状況、安寧秩序を保持するに妨あるときは、第ニ八條第一項を適用するを得ると雖、警察官は先づ喧擾者狂暴者を制止するに力め、已むを得ざるに非ざれば第ニ八條第一項を適用すべからず、此場合に於て制止するの力なくして、却て妨害を

被り居る集會を解散するは、即ち警察官の無能を公表するものにして、最も悔まざるを得ざる所とす、

第十三條 集會及多象ノ運動ニ於テハ武器

又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得ス但制規ニ

依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 第十三條ニ違背シタル者ハ三

月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ

處ス

武器ハ性質上人を殺傷するの器具を稱す、銃、鎗、刀、劍の如き是なり、兇器ハ性質人を殺傷するの器具に非ざるも、共人の

意思に依りて、人を殺傷するの用に供するものを云ふ、鐵棍、末耜、庖刀等皆兇器となり得ざるは無し、

武器兇器ハ、集會及運動に於て之を携帯することを得すと雖、欺的演習會に銃を携へ、華儀の行列に劍を携へ、刀劍品評會に

刀劍を携へ、其他裝飾品として武器を携帯するもの如きは、器械の性質武器なれども、携帯者の意志本條の所謂武器として之を携帯するにあらずるを以て、本條を適用する限に在らず、是

れ普國判決例の認むる所にして、余も同一の意見をも有するなり、殊に獨逸「コンメルス」に於て、麥酒滿引、劍を鳴らして高呼放

吟するは、集會及政社法の適用を及ぼることなし、取締法の精神を誤らざるものと謂ふべきなり、

本章に附随して、警察官の尋問及監視に就き一言せん

105
第十一條 結社、集會又ハ多象運動ニ關シ警

警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、
 起人ニ於テ又ハ警察官ノ主ナル社員若ハ
 主ナル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ
 ヘシ
 警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣
 シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨
 監セシムルコトヲ得其集會ニシテ政事ニ關
 セサルモノト雖モ安率秩序ヲ妨害スルノ
 虞アリト認ムルトキ亦同シ此場合ニハ起
 起人ニ於テ又ハ警察官ノ主ナル會同者ト

認ムルモノニ於テ警察官ノ求ムル事ヲ供
 スヘシ

第二十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘ
 ス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項
 ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其
 求ムル事ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰
 金ニ處ス

第十一條第一項ニ於テ、警察官の尋問ありしとき、集會若く
 は運動の會長、若し發起人若し會長、發起人の定まらざるときは、
 警察官が會同者中の主たる人と認めて指定したる者に於て、警
 察官の満足する答辨を爲さざるべからざることと定む、

後二項は臨監の職権を規定し、且集會及政社法に比して大に適用の範圍を制限せり、集會及政社法第八條に依れば、警察官は政談集會に臨監することを得るのみならず、政談を為さざるも其情況安寧秩序を妨害するの虞ありと認むる集會には、其會同者の公衆なるを否とに拘らず、總て臨監を爲すを得たるなり、然るに治安警察法は「政事に關し公衆を會同する集會に臨監せしむることを得其集會にして政事に關せざるものと雖も云」と規定し、「其」の一字を以て、公衆を會同する集會をらざるべからざるの意を明示せり、公衆の意義は既に之を説明したるを以て、今之を再説するの必要なし、

巡査の臨監は職權上幾分の疑あるも、内務省の解釋に依れば、臨監せしめて差支なし、尤臨監は責任の容易ならざるものなり、巡査は本來斯の如き責任に當らしむべき者に非ざるを以て、法

の解釋としては警察官たるに相違なしとするも、實際に於ては止むを得ざる場合に非ざれば、臨監せしめざるを可とす、

警察官署とは、警察署及警察分署等を云ふ、警察官署の官廳なるや否やは、地方官官制に於て未だ之を明にすることを得ざるも、却て他の法規に於て、獨之の官廳と認むる規定少からず、本條亦其一例なり、臨監は警察官其人をして爲すも、其責任は警察官署に歸す、警察官署は警察官を派遣し警察官は警察署を代表す、

集會の臨監は濫用の弊を防かさるべからざるを以て、臨監警察官は制服を着用せざるべからざる規定あり、尤も現今犯罪を逮捕するに如き異常の場合には、縱令制服を着用せざるも、司法大臣訓令司法警察官執務心得に定めたる證票を携ふる以上は、集會の場に之入り職権を行ふことを得、是れ即ち警察官の臨監

を許さざる集會即ち公衆を會同するに非ざる集會に對しても警察上の必要に應じ、當然の職權として之入り得る場合あると同しく、所謂監視を爲すに非ずして、他の原由に基き警察官の職權を行ふものなるを以て、本條の規定に依るを要せざるなり、或云く、警察官服制の定ある以上は如何なる場合に於ても、警察官にして制服着用を要せざることをなし、若し制服を着用せざれば一個人の資格を以てするものにして、視るに警察官を以てすることを得ずと、是れ恐くは現行法を知らざるのなるべし、明治三十年勅令第三百三十九號巡査給與品及貸與品規則第三條第二項に、制服の着用を要せざる特別の勤務に服する巡査とあるは、則ち司法警察官執務心得に定めたるか如き場合を云ふものにして、隨て警察官は制服を着用せしめて、職務に従事することあるを知るべきなり、故に治安警察法第十一條

に於て制服を着用したる警察官に非ざれば、本條の職權を行ふを得ざるの規定を設けたるものとす、
 發起人又は警察官の主たる會同者と認むる者は、警察官の求むる席を供せざるを得ず、而して警察官の爲に坐席を設くるを以て足れりとせず、坐席の位置に就ても亦警察官の要求に應せざるを得ざるなり、

集會の禁止解散等に関するも、亦本章に附随して一言せん

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルニトヲ得

箋二十三條箋一項 箋八條箋一項ノ制限若
 ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレ
 タル後仍ホ解散セサル者ハ二月以下ノ輕
 禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

群集は皆て保安條例第二條に規定されたることあり、即ち集會
 の要素を具ふるを要せずして、偶然未集するを謂ふなり、固
 り憲法第二十九條と關係あることなし、其規定亦法律を以てす
 るを要せず、唯便宜上本法中に規定し、其取扱及違犯者に對す
 る罰を集會又は違勅と同一にしたるのみ、
 屋外の集會、多衆運動及群集は之に對して、制限、禁止又は解
 散を命することを得るも、屋内の集會に對しては單に解散を命
 ずることを得るのみ、禁止は集會又は違勅を開始するの前後を

問はず之を命し得るも解散は開會後に非ざれば之を命すること
 を得ず、制限とは或は場所と、或は時間と或は會同者と 或
 は講談論議の事項と、或は會談の方法と、其事項の何たるを問
 はず、且集會又は運動を開始するの前後を問はず之を命すること
 とを得るなり、解散は同日同地に於て再び開會するも、解散の
 命令と違ひたるに非ず、之に及して禁止は同一集會を禁止せら
 れたるを以て、再び之を開くとせば命令に背くものとす、而し
 て地域及時間に關する禁止命令の効力は事實に依て決せざるを
 得ず、例へば靖國神社祭禮に付雜沓を避くるか爲に屋外運動を
 禁したる命令の効力は、祭禮と關係なき芝區に及はず、又祭禮
 の翌日に及はざるものと解釋するを穩當とするも、帝國議會開
 會中議員に對する示威運動を禁するが爲に、屋外運動を禁した
 るの命令は、其効力東京全市に及ひ、且つ同一の情勢繼續する

間即ち議會閉會迄の間に涉るものとする、而して甲派の禁止命令は乙派に及ぼさるものとする、是れ憲法命令と異なる所以なり、豫戒令は移轉の自由を制限するものなるを以て、命令の効力各地共通に非ざれば取締を爲すこと能はざるもの、本條は此の如き關係なく、隨て法律の精神亦此に在せざるなり、

集會及政社法第十三條に列記せる事項、即ち集會の解散を命ずる要件は、本法總て之を削除したりと雖、苟くも安寧秩序を保持するに必要なきときは、如何なる場合にも本條を適用することを得るを以て、職權に於て却て拡張せられたるものと謂ふべきなり、第二條の届出を爲さずして開會せる集會は、之を集會及政社法第十三條に照らすも、所謂集會の成立此法律に背きたるものと謂ふことを得ず、届出を爲さざるは單に手續違反にして、集會の成立違法なるものと謂ふことを得ず、集會及政社法

第十三條第一節は、例は同法第五條第六條に依りて發起人たることを得ざる者か、發起人となりて開會せざるか如き場合を云ふなり、而して之を治安警察法第八條に照らして如何、余は單に届出を爲さざりしのみを理由に依りて、集會を解散するは後者の處置と謂ふことを得ざるなり、第二條に對する第二十條の規定は不行爲を罰し、意思の有無を問はざるなり、故に悪意を有せず、過失にて届出を失念したる場合も亦刑罰を死せしむるに於て^{併せて}届書を提出し、警察官をして臨監の機を失ふことなからしめたる者ありと假定せし、單に其届出の徴れたるか否に集會を解散するの必要ありや、余は然りと信せざるなり、悪意を以て届出を爲さず、之を論ずも猶肯せざるか如き、若し集會を繼續せしむるに於ては、法律上の秩序を保持するに妨ある場合は別段、否らざるに於ては單に處罰を以て制裁せしりたるもの

とし、解散の處分を為さざるに至當と信するなり、
 集會及政社法には罰則に不備の點ありて、屋外集會及屋外運動
 を禁止せられたる場合に、其命に違犯せる者を罰するの規定を
 リしも、本法は第三十三條に其不備を補へり、本法第八條の規
 定外に於て、他の法律に特別の規定あるときは其規定に依る、
 一例を考くれば、傳染病豫防法第十九條に依り、地方長官が傳
 染病豫防上必要と認むるとき、祭禮、供養、興行、集會等の爲
 め、人民の群集することを、制限し、若くは停止するか如き是
 なり、故に傳染病豫防の適用としては、屋内集會すると屋外集
 會たとを問はず、又開會前たと開會後たとを問はず之を
 禁止制限することを得るなり、

第十四章 非常權

憲法第十八條以下に於て日本臣民の權利義務を規定し、其第二
 十九條は集會及結社の自由に関するものなり、其結果集會及政
 社法又は治安警察法を制定せらる、此の法律に規定あらざる限
 りは、如何なる場合に於ても、集會及結社の自由を制限する
 ことあらざるなり、然れども是れ唯平時に於ける原則にして、
 戦時又は國家事變の場合に於て、天皇大權の施行を妨ぐるもの
 に非ず憲法第三十一條是なり、然して憲法第十四條は、天皇は
 戒嚴を宣告することあるを規定し、戒嚴の要件及効力は法律を
 以て之を定めしむ、即ち是れ戦時若は事變に際して、天皇の大
 權を行はるる場合とす、尤も戒嚴令以外に於ても、天皇は憲法
 第三十一條に依りて臨機必要の行動を爲すことを得るものとす、
 治安警察法の條章は、得て之に對抗するを得ざるなり、

第十七章 掲示其他ノ取締

第十七條 街路其ノ他公衆ノ自由ニ交通ス
 ルニトテ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ
 掲示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ
 他ノ作為ヲ爲シ其状況安寧秩序ヲ紊レ若
 ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ
 警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得
 第二十九條 第二十六條ノ禁止ノ命ニ違背シ
 タル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以
 下ノ罰金ニ處ス

何せか公衆ノ自由ニ交通することを得る場所と云ふや、街路に
 向へる店頭に於て演説を爲すときは、本條を適用し得るや、店
 頭に非ざるも窓に凭て放吟するは如何、公園に踞める樽上に文
 書を掲出するは如何、汽車中より雪見し得る田畝に踊躍するは
 如何、其外は公衆の交通に供する道路に非ざるも、其行為は自
 由に交通する公衆の耳目に觸るるなり、法律の精神果して公衆
 に對して、安寧秩序を妨げ又は風俗を害するを防くに在りとせ
 ば、自由に交通する公衆の耳目に觸るる場所は、即ち法律の所
 謂公衆の自由に交通することを得る場所なりと謂はざるを得ず、
 本條は文法上の解釋にて其義を明にし難しとせば、論理解釋に
 依らざるを得ず、

又書圖畫は印刷せると否とを問はざるなり、是れ出版法の文書
 圖畫と異なる所以なり、且詩歌は縱令文字に現はさざるも、單

に之を吟咏するのみにて本條を適用することを得、又掲示とは、
 釘付、貼付、榜表若は其他の方法に因りて人に示すを云ひ、頒
 布とは、發賣、配送、贈遺其他如何なる方法を問はず、衆人に
 頒布するを云ふ、故に道路に徹して行人の拾ふに任ずか如き亦
 頒布なり、本條は出版警察と關係なし、故に出版法又は新聞紙
 條例に照らして、敢て司法又は行政の處分を爲すを要せざる文
 書圖書等も、之を掲示、頒布、朗讀、放吟するに至れば、時と
 所との情勢に因り、安寧秩序を紊レ若は風俗を害するの虞あり
 と認めざるを得ざることあり、多衆喧擾に際して氣勢を張るか
 爲に古人悲憤の詞を高吟し、妙齡女子の會同に臨て、故らに鄭
 衛の聲を弄するか如き皆然らざるはなれ、言語形容其他の所
 各とは適用の範圍甚だ廣く、如何なる行為と雖も本條を適用レ
 得らるゝるは解レ

禁止の必要あると否とは一に警察官の認定に依る、其命令に違
 背したる者は裁判官之を罰す、而して警察官命令の當否に就て
 は、裁判官の審査を許さず、
 禁止命令の地域と時間とに依れる効力の範圍は、屋外運動禁止
 に於けると同し、今之を再説せし、
 第六十條に掲ぐる行為にして、他の法律に依り犯罪となるとき
 は、本條に依り制止すると同時に、他の法律に照して告発する
 ことを妨げず、又被害者の告訴ありたる場合に於ても同様、本
 條に依り制止の處分を爲すことを妨げず、例は公然猥褻の所行
 を爲し、又は風俗を害する冊子圖画其他猥褻の物品を公然陳列
 し、又は販賣したるか如き、刑法第百五十八條第百五十九
 條、悪事醜行を造りて人を誹毀したるか如き、刑法第百五
 十八條、人家の近傍に於て燈火を焚くか如き、刑法第百二十

六條(一)ノ、公然人と罵詈囃弄したるか如き(刑法第四百二十
六條(二)ノ)、人家の牆壁に貼紙及樂書したるか如き(刑法
四百二十九條(十四)ノ)、其他如何なる種類の犯罪を問はず、
公衆の自由に交通することを得る場所に於て多うの行為は皆然
らざるは否し、但刑法第四百一十九條(十一)ノ道路に於て放
歌高聲を發して制止を肯せざる若に關する規定は、本條と其精
神を異にせず、又適用の場合に於て其形式を異にせざるを以て
本條に依りて禁止せらるるものと信するなり、

第十六章 使用者及勞務者取締

第十七章 七ノ各條ノ目的ヲ以テ他人ニ對
シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ(二)

ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル
コトヲ得ス

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同行
動ヲ為スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ
其地ヘヲ妨クルコト

二 同並解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ
爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ
若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セ
シメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セ
シメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申

込ヲ拒絶セシムルコト

三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地貸貸借ノ條件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者

ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スル者

亦同シ

使用者及勞務者なる語は民法の用語に從へり、本規定は勞務者並ニ使用者に對シ、不公平なく同一の取締を爲すものとし、故に勞務者か或は程度の束縛を多くと同時に、使用者亦相當の制限を後々とするべからざるなり、而して其規定は、第一勞務者又は使用者の團結に關シ、第二勞務者の同盟罷業又は使用者の同盟罷業、即ち勞務者を因むるか爲他の使用者と同盟して、勞務者と同時に解雇することと關シ、第三必ずしも團結を爲さざるも、又必ずしも同盟して解雇若しくは罷業するに至らざるも、凡て勞務の條件若しくは報酬に關して、相手方の承諾を強ゆることと關す、是れ第一項の規定なり、第二項は小作人に關す、規

定の大體斯の如し、諸ふ更に之を詳説せん、
 團結とは「コアリチヤン」即ち結合の意なり、「コアリチヤン」なる
 語は、國と國との同盟其他に關しても之を用ゆるも、社會問題
 に於て用ゆるときは、主として勞務者の團結を指すなり、故に
 集會及政社法の結社と、或る意味に於て其義を同くするも、其
 範圍に於ては却て狹隘なり、歐羅巴にては團結權なる成語あり、
 勞務者に認むるに相團結して、以て使用者に當るの權利を以て
 せるなり、權利とは所謂自由權、結社權等に於けるか如きもの
 にして、其實之を權利と言はんよりは、寧ろ自由と稱するを穩
 當なりと信ず、團結權即ち團結自由とは、勞務者が其位置の改
 良を計るか爲に、繼續して又は一時限に自由の結合を爲すもの
 に外ならず、而して其目的たるや、勞務契約の條件、就中勞務
 の時間、報酬等に關し、互に協議決定し、勞務者多數の力を藉り

て、使用者に一定の要求を爲すに在り、隨て此等の目的を達す
 るか爲に共同の運動を爲すことも、亦團結の自由中に包含す、
 即ち獨り協議決定のみならず之を實際の行爲に現はすことも亦
 團結の自由中に包含するなり、凡そ何人にとても、他人と契約す
 ることに就て己の希望を發表し、且之を遂行すると勉むるの自
 由を有する以上は、又之に關して他人と協同して、同一の行動
 を爲すの自由を有するなり、苟も他人の權利自由を妨げざる限
 り、各自別別に行動し得るなり、又他人と相團結して行動し得
 るなり、殊に勞務者の使用者に於けるは強弱優劣の地を異にし、
 或る要求を爲さんとするも、單獨の働にては、到底使用者をして
 同意せしむるの望あることなし、若し團結して對抗するの自由
 を有せざると於ては、常に不幸の地位に沈淪して、終身自ら救
 ふこと能はざるへし、且工業發達して、器械の使用愈々盛なる

に從ひ、勞務者は先づ換關力を補助するの物件と同視せらる、
 奴隸と同一に待遇せらるれて得て自衛すること能はざるべきなり、
 要するに、勞務契約は民法上相互同等の合意に成立つべきもの
 なりと雖、事實に於ては同等の合意に成立つものと謂ふことを得
 す、衣食給せざるの勞務者は、條件の如何を問ふに暇あらすし
 て使用者の定めたる規約に服従し、否らざれば則ち條件の如何
 を辯議せずして、只管雇傭せらるることと喜ぶの徒に非ざる
 はず、是に於て勞務契約の條件は使用者の意の如くならざる
 はなく、加之勞務者は通常其成之に參與することなく、甚ぎに
 至ては曾て之を見たることなき者あるへし、故に獨逸等に於て
 は勞務契約を雇傭契約と同視せず、法律上性質を異にせる法律
 關係と爲し、法律を以て別に勞務契約に定むべき事項、茲に勞
 務者の委員をして其成之に參與せしむるの手續、之を勞務者と

知らしむる方式、及之を監督廳に届出つべき事等を定む其意
 勞務契約は合意に依りて締結するの事實あらざるを以て、全く
 別段の關係と爲したるなり、法律に於て之を勞務契約（アルバ
 イツフ、ルトラーグ）と稱せずして、勞務規定（アルバイツフ
 ルドスング）と稱するに依るも、亦立法の主旨を知るに足る、
 蓋し勞務契約に關しては、法律上雇傭の原則と據るべからざるな
 り、唯夫我國未だ特別の法規あらす、今日に於ては民法の雇傭
 契約に關する規定を、勞務契約に適用せざるべからざるなり、
 然れども雇傭契約は有名無實にして、勞務者は全然使用者の意
 の如くならざるはなし、使用者に對抗して其地位の改良を期圖
 するには、同儕相結て協賛するの外恐くは策なきべし、國家
 か所謂勞務者の團結権なるものを是認するは亦所以ありと謂ふ
 べきなり、歐洲に於て之に關する立法は、十八世紀以來數回の

沿革を經過したるも、今日に於ては一般に労働者團結の自由を
 是認せざるはなし、獨り之を是認するのみならず、國に依りて
 は法律を以て労働者の團結を促せるものあり、例之は労働の條
 件に就て、使用者と交渉するか爲に、労働者の委員を作るか如
 き、労働條件に就て、紛議を仲裁協定するか爲に、労働者の委
 員及使用者の委員を以て組織せる仲裁の機關を設くるか如き、
 争論を裁判するが爲に、特別なる工業裁判所を置き、労働者よ
 り選出せる委員をして、裁判と参與せしむるか如き是なり、我
 國に於ても諸般の工業勃興し、労働問題の忽にすべからざるに
 至らんとせる今日に於ては、労働者の團結は可成之を尊重して、
 以て労働者を救ふの考を有せざるべからず、治安警察法が團結
 其物を制限するの方針を取らざるも亦之が爲なり、即ち其規定
 たるや労働の條件又は裁判に關し、協同の行動を爲すべし團結

に加入せしめ、又は其加入を妨ぐの目的を以て他人に對して暴
 行、脅迫し、若は公然誹毀することと禁するに過ぎざるなり、
 是れ歐洲に於ても亦之あるの規定にして、團結の自由と毫も概
 觸する所なく、寧ろ團結の自由を保護するものと謂ふべきなり、
 蓋し自由の意思に依りて自ら團結に加入し、又は他人を勧誘し
 て加入せしむることは、固より其自由なれとも、暴行、脅迫、
 若くは公然の誹毀に依りて、他人の意思を曲げしむるに至りて
 は、決して之を自由と稱すべからざればなり、暴行脅迫誹毀に
 付ては刑法に其規定あり然るに今本條の規定を設くるの理由如
 何、曰く、暴行に關しては、人を殴打して創傷疾病に至らざる
 者に對して、違警罪として罰するの規定あるも、本條の場合に
 於て盡しざるものと謂ふべからず、脅迫に至りては刑法に條件
 あり、例之は人を殺さんと脅迫し、又は火を放さんと脅迫する

か如き是なり、適用の範圍に於て該分の遺憾なきを得ず、且其罪は告訴を待て之を論すべきものとす、然るに團結せる勞務者か、他の勞務者と共に團結に加入せしめ、又は他の團結に加入することをおけんか爲と、脅迫するに當りては、被脅迫者は到底脅迫者に對抗するの地位に在らず、若し之に抵抗し、若しくは告訴を急すに於ては、睡眠の急も猶ほ報ゆるの脅迫者輩の爲に、必ず將來に於て排斥を蒙り、又諸般の妨害を及ぶることあるは豫測し得らるる所なるを以て、縱令刑法に規定あるも、告訴を敢てせざるは人情の免れざる所とす、要するに刑法の適用を見るは甚だ稀にして、殆んど其効力を没却するに至るへし、若し眞に被脅迫者を保護して、脅迫の弊を杜がんと欲せば、被害者の告訴を待たずして之を誹逆するの途を開かざるべからず、是れ本法條に脅迫に對する規定を設けたる所以なり、而して誹毀に

對する規定を設けたる理由亦此に存するなり、
 以上は専ら勞務者に関して説明したりと雖、本條は使用者に對しても亦之を適用するなり、使用者の團結は我國に於て既に之あり、使用者が勞務者の使用に關する共同の規定を設けたるもの各地に之ありと雖、之に對して本條を適用することは恐らくは稀有の場合なるべきあり、

133
 第二 同盟罷業は既に實例あるも、同盟解雇は未だ實例あらざるか如し、然とも前述の如く、我國に於ても、使用者團結の實例ありとせば、將來同盟解雇を爲す者なきを保せず、即ち勞務者に或る勞務の條件を強ゆるが爲に、各會社同盟して一斉解雇を以て脅迫し、勞務者の聽かざるに於て一斉に之を解雇し、勞務者を以て終に使用者の命を奉せざるを得ざるに至らしむるものとす、同盟罷業及同盟解雇は本法之を同一に規定するも、同

盟解雇は實際適用の場合甚た少かるべし、且同盟罷業を説明す
 れは同盟解雇は自然判明すべきを以て、今單に同盟罷業のみを
 説明せん、而して先づ勞務契約違反に就て述べるを便とす、勞
 務契約は前述の如く雇傭契約と其性質に於て異なる所ありと雖
 も、秋民法に於ては第六百二十三條の所謂雇傭契約の外他に規
 定ありざるなり、云々

雇傭は當事者の一方が相手方と對して勞務に服することを約
 し相手方から之に報酬を共ふることを約するに由りて其効力
 を生ず

即ち雙務契約にして、勞務者は勞務に服するの義務を有し、使
 用者は報酬を共ふるの義務を有す、勞務に服するとは、継続的
 經濟上の目的の爲に必要なる、身体上の勞務を一定の時間自ら
 行ふを云ふなり、即ち時間の長短は論せざるも、兎に再繼續せ

る經濟上の目的の爲に使用されるなり、例は製造に、工事に、
 然らば、凡そ經濟上の目的に出づる事業にして、且其事業は長
 時間若は短時間繼續すべしなり、隨て勞務者の従事すべし
 勞務も繼續せざるべからざるべからず、身体上の勞務とは腦力
 の働を供給するに非ずして、手足を動かして肉體上の働を爲す
 を云ふ、一定の時間は最も勞務契約に必要の條件とす、自ら行
 ふとは他人をして代りしむるを得ざるの言なり、此の如く勞務
 者の服従には種々なる條件を要するも、之に反して使用者は單
 に報酬を與ふるの義務あるのみ、

前項一定の時間に就ては特に説明を要す、他の契約に於ける時
 間、例は物件引渡又は負債消滅の期日に於けるか如きは、其時
 間を過ぐるも、是て義務を履行するを得れども、勞務契約の時
 間は然らず、職業にせよ、製造にせよ、一時間の勞務は契約當

事者一人の勞務に非ずして、他の勞務者と共同すへざるものなる
 ざるは不レ、而して其所間と對しては、機關も通轉し、力も
 發送し、其他一切の裝置を爲し以て資本を下せるを以て、勞務
 者一人の契約違反は、其の事業をして其時間經濟上の目的を達
 する能はざらしむるなり、而して其時間は経過して復た来らざ
 其時間と對する勞務の義務は、後に至りて得て履行すること能
 はざるものとす、故に勞務契約の時間はその契約の目的物とし
 て、時間と勞務とは分割する能はざるなり、
 勞務契約違反と對しては、理論上罰則を設くると妨げずと信す
 るなり、抑々時間と勞務とは分割すへからざるを以て、勞務者
 が契約に違反して勞務を贖脱したるに當りて、使用者は民事の
 救済を求むることを得ず、何則後に履行すること能はざるの義
 務は、判決を後くるも之を執行するの途をければなり、或は損

害要償の途なきに非るか如しと雖、或る點より觀察すれば、勞
 務の停廢は其關係全般の經濟に及ぶものなりと謂ふことを得
 し、又他の點より觀察すれば、多数勞務者の一人が其勞務を停
 廢したればとて、全体の經濟には何等影響をなしと謂ふことを得
 べし、要するに損害金額を見積ること甚だ難し、且妻子なく、
 家屋なく、又貯蓄なく、甲地を欲へば直に去て乙地に赴くの勞
 務者に對して、損害賠償を要求するも、其目的を達することは
 到底望まかるべし、乃ち勞務契約の違反と對しては、如何なる
 方法に由るも民事上の救済を求むること能はざるなり、民事上
 の救済を求むる能はざる場合に於て、代ふるに刑罰を以てする
 の規定は、獨逸帝國民事訴訟法へ千八百九十八年五月十七日の
 法律）第八百九十條に其例あり、是れ勞務契約違反と對して罰
 則を設け得る理由の一とす、又勞務者が突然勞務を停廢すると

さは、概爾其他の物件に、豫定の勞力を缺くか爲に破損を未だすことあるは勿論、場合に依りては他の勞務者に身体上の危害を及ぼすことあり、是れ罰則を設け得る理由の二とす、又勞務停業の結果は獨り使用者一人の損害に止らずして、公共の危難となり損害となることあり、例は電燈會社の勞務者其業を停むるか爲全市街暗黒となり、給水會社の勞務者勞務を中止せざるか爲、全市の人忽ち渴し、鐵道會社の勞務者勞務を中止するか爲、交通機關の連轉止み若は汽車顛覆するか如き是なり、是れ罰則を設け得る理由の三なり、殊に同盟罷業に至りては、一國の經濟に容易ならざる影響を及ぼすことあり、現時競争の如き是なり（此講義を爲すの當時歐洲新聞此報を傳ふ）且勞務者契約違反は直に國家の安危に關することあり、戰時彈藥製造に従事する工場の場合罷業の如き是なり、是れ罰則を設け得る理由の四

なり、故に曰く、勞務契約違反に對して罰則を設くることは理論に於て妨なきなりと、但勞務契約違反たるには悪意若は過失あるを要す、且民法第六百二十七條及第六百二十八條に因り、一定の時間以前に於て解約を申入れ、又は止むことを得ざる事由に基きて、契約の解除を求むるは論ずるに契約違反を以てするの限に在らず、所謂止むことを得ざる理由とは民法の解釋に屬するを以て、爰に詳説するを要せざれとも、一二の例を卷くれば、例は勞務者か勞務に従事する能力を失ひたる如き、使用者、代理者又は其家族か、勞務者又は其家族を虐待し、又は其名譽を毀損するの所ありたるか如き、使用者、代理者又は其家族か、勞務者又は其家族を法律に背き又は道徳に反せる行爲に誘ひ若は誘はんと試み、又は斯の如き行爲を共に行ひたる如き、報酬の支拂を爲さざるか如き、仕事の出來高に應じて報酬

と共ふる契約あるに當りて、仕事を授けず因て報酬を得るに由
 否からしめたるか如き、結約の際豫期し得ざりし所の生命、健
 康に有害なる作業たることを、後に至り発見したるか如き、工
 女にして結婚せるか如き是なり、

勞務契約違反者に對して、公法上所罰の規定を設くるも、理論
 上毫も妨なきことは、多數者の反對論あるに拘はらず、余の
 茲に断言を憚らざる所なり、唯勞務者と使用者の關係は、前述
 したる如く、強弱優劣の著しく相懸隔するものなるを以て、若
 し契約違反を罰するときは、事實に於て甚た當を得ることあ
 るべし、勞務者は使用者か、自由に定めたる、即ち使用者に利
 益にして勞務者に不利益なる條件に對して、己の不幸なる有様
 を救はんか爲に止むことを得ずして、服従せざる場合にも亦罰
 せらるるに至り、情に於て憫誼すへき所なきにあらず、他日法

律を以て、勞務者に對する保護を全ふするを得て、勞務契約は
 即ち民法に規定されたるか如く、真誠の合意に成れる雇傭契約
 たり、若は少くとも使用者の任意に定めたるに非ざる勞務規定
 たるに至らば、其時を於て、違反者に對する罰則を設くるも決
 して晚かりざらん、今日直に契約違反を以て論するは大平計を
 りと信するなり、果して勞務者が單獨に契約に違反するを罰す
 るを不適當なりとせば、勞務者が互に同盟して、契約に違反す
 るを罰するも亦不適當なりとせざるを得ず、何則勞務者單獨の
 行動にては到底其目的を達する能はざるを以て、他人と同盟し
 て協同行爲に出づるは、今日勞務者保護の不十分なるに當りて、
 自衛策として己むを得ざる所なればなり、
 治安警察法が同盟罷業に關して所罰するは、同盟罷業を遂行す
 るか爲に、勞務者として勞務を停廃せしめ、若は勞務者として

雇傭するの申込を拒絶せしむるの目的を以て、他人に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀し、又は他人を誘惑若は煽動するの行為、並勞務者の同盟罷業に加盟せざる者に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀するの行為に限るをり、其理由は團結に關して説明したるものと略は同し、而して誘惑煽動を罰するは、實際の經驗上其弊の甚さを認むればなり、

第三 勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆること、是れ或は個人單獨の行為として、或は多象の共同の行為として、此暴族若は造言譏謗するものに對する裁判あり

第四 耕作の目的に出づる土地貸貸借の條件に關し、承諾を強ゆるか為相手方に對し暴行、脅迫し若は公然誹毀することを得ず、是れ主として小作人の地主に對する行為を取締るものとす、

第八條

行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ武器爆發物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ノ携帯ヲ禁スルコトヲ得

第三十一條

第六月以下ノ重禁錮ニ處ス

本件は戒嚴令に定めたる、臨戰地境、合圍地境には之を行ふを得るも、本規定は戒嚴令を俟たずして、平時に於て之を行ひ得せしむるに在り、保安條例第五條に、人心の動亂又は内亂の豫備、又は陰謀を為すものあるに依り、必要なりと認むる場合に云々とあり、其中に武器の携帯、運搬、販賣を禁ずるを得る

の規定ありしか、本條は更に通用の範圍を廣めて、内亂の豫備
 又は陰謀を為す者なきも、苟くも安寧秩序を保持する為必要を
 認むるときは、行政官廳は何時にても、武器、爆発物、又は武
 器を仕込みたる物件の携帯を禁ずることを得るものとす、又行
 政官廳とあるを以て何れの官廳にても保安警察権を有する以上
 は本條を適用することを得るなり、銃砲火薬類取締法第十三條
 に、内務大臣は公共の安寧を保持する為必要と認むるときは、
 期間及地域を限り、銃砲火薬類の授受、運搬及携帯を禁し、又
 は制限することを得、前項の場合に於て警察官憲兵は必要と認
 むるときは、銃砲の検査を爲し、又は銃砲火薬類を領置するこ
 とを得と規定せり、而して同法十五條に之に對する罰則あり、
 銃砲火薬類取締法と治安警察法とは、或る場合に於て互に重複
 するも別段抵触するに非ざるを以て、兩者相待り共に有効なる

ものなりと信ず、第十八條に依れば土地時間又は或る種類の人
 物に限りて、一般に携帯し、又は特定の一個人に携帯を禁ずる
 を得、而て内務大臣の訓令ありて、一般に禁ずる場合は内務大
 臣命令し、特定人に對して特別の理由に依りて禁ずる場合は、
 地方長官之を命令することとなり居り、本法既此規定あり
 而て行政執行法に於て、武器を領置するの規定あるを以て、兩
 者相待りて通用宜しきを得は、取締上大に便宜ならん、然れど
 も此規定は外國の法律に比すれば稍、寛大なるものあり、短劍
 短銃、或器を仕込みたる物件の類（所謂隱密の武器）は、外國
 にては絶對に禁ずるもの多し、我國に於ては尤程の必要を感せ
 ざる為に、單に特別の命令ある場合に限り、携帯を禁ずること
 に規定されたるものとす

治安警察法講義 終

條文索引

第一條	二七頁	第十三條	一〇四頁
第二條	八〇頁	第十四條	六九頁
第三條	九五頁	第十五條	二五頁
第四條	八六頁	第十六條	一一八頁
第五條	五九頁・九三頁	第十七條	一一二頁
第六條	四〇頁・九三頁	第十八條	一四三頁
第七條	六六頁	第十九條	二八頁
第八條	六〇頁・一二頁	第二十條	八二頁
第九條	九九頁	第二十一條	八七頁
第十條	一〇一頁	第二十二條	四〇頁・九四頁
第十一條	六頁・八一頁・一〇五頁	第二十三條	六八頁・一二頁
第十二條	一〇二頁	第二十四條	九九頁・一二頁

第二十五條——元頁・八二頁・一〇七頁
第二十六條——一〇三頁
第二十七條——一〇四頁
第二十八條——六九頁

第二十九條——二八頁
第三十條——一三四頁
第三十一條——一〇三頁

大正拾二年二月

革新俱樂部
治安警察法
改正案ニ對スル説明

秘

警
保
局

目次

一 第二條改正ノ件	一
一 第四條中改正ノ件	五
一 第五條中改正ノ件	六
一 第八條中改正ノ件	二
一 第十條中改正ノ件	一七
一 第十七條削除ノ件	一九
一 第二十條改正ノ件	二二
一 第二十三條改正ノ件	二二

以下原本不明瞭

- 一、第三十條削除ノ件……………三三
- 一、第三十一條中改正ノ件……………三三
- 一、第三十二條ノニ追加ノ件……………三四

○第二條改正ノ件

（本改正案ハ第四十二議會以後毎議會旧國民黨所屬議員ヨリ衆議院ニ提呈シ政府ハ常ニ之ニ反對シ委員會ニ於テモ亦採決セラレザリシモノナリ）

- 本改正案ノ要旨ハ政治集會ノ屆込ヲ極メテ簡易ニ爲サントスルニ在リテ主トシテ
- 一、屆込時間（三時間前ナル制限）ヲ削除スルコト
 - 二、集會ノ場所年月日時ヲ屆込シメサルコト
 - 三、選舉準備ノ爲メニスル集會ニ付テモ亦屆込ヲ爲

サレムルコト

ノ三點ニ存ス

改正案ノ理由トシテハ政治ニ関スル集會ハ單ニ屆出
ヲ爲サレムルヲ以テ足レリトスヘク三時間前ニ屆出
シムル制限的規定ノ如キハ集會ノ自由ヲ餘リニ拘束
スルモノニシテ其ノ必要ナク又場所日時等ノ屆出事
項ノ如キモ特ニ之ヲ屆出シムルコトナク自由ニ之ヲ
變更スルコトヲ得セシムルヲ適當トスト云フニ在ル
モノノ如シ

政府ノ意見

一ノ屆出時間ノ制限ヲ削除スルコトニ関シテハ同意
スルコトヲ得ス、屆出ト集會開始トノ間ニ相當ノ
時間ノ餘裕ヲ存スルニ非レバ取締ニ関スル準備ヲ
爲スノ暇ナク事實取締ヲ爲スコト能ハサル場合ヲ
生シタモト故ニ時間ノ制限ハ之ヲ徹底スルコト
能ハサルモノトス、而シテ集會取締ノ爲メニ警察
官等召集迅速ニ其ノ他適當ノ取締準備ヲ爲ス爲ニ
必要ナル如ク少クナクモ三時間以前ニ屆出ヲ爲

サレムルコトヲ必要トス

ハ警視廳ハ三時^間維持ノ意見ヲ有ス

三時間ヲ必要トスル理由ハ警察署ニ届出アリ

クル時ヨリ巡查ノ召集配置ヲ為ス迄ニハ少ナ

クトモ三時間ノ餘裕アルコトヲ要ストノ旨ニ

基クモノナリ

（外國立法例）

佛蘭西 二十四時間以前

伊太利 二十四時間以前

英吉利 ナシ

北米合衆國 ナシ

独逸 旧法ニ二十四時間以前新法ニ依リ削除

墺太利 旧法三日以前

(三)ノ集會ノ場所年月日時ヲ豫メ届出テシムルノ規定

ヲ削除スルコトニ関レテハ同意スルコトヲ得ス

右ノ規定ヲ削除スルトキハ表面上集會ノ場新日時

ヲ警察官署ニ於テ知ルコト能ハス從テ取締ヲ為ス

コト能ハサルノ結果トナルヘシ又縱令豫メ之ヲ聞

知レ得ル場合ニ於テモ主幹者ニ於テ臨機ニ集會ノ
場所日時ヲ變更スルガ如キコトアラハ之亦取締ヲ
爲スコト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ本案ニ對シテ
ハ同意ニ難キモノトス

(三)ノ選舉準備ノ爲ニスル集會ハ投票日ヨリ前五十日
間ハ屆ケヲ必要トセサル規定(現行法第四項)ハ
本案ニ依レハ之ヲ削除スルノ結果右ノ集會モ亦總
テ屆ケヲ必要ト爲スニ至リ及テ現行法ニ比スレハ
嚴重ナル制限ヲ存スルコトナリ適切ナラスト

ム

之ヲ要スルニ本改正案ノ主眼トスル所ハ屆ケ時間ノ
制限ヲ撤去シ以テ屆ケヲ簡單ニ爲サムトスルニ在リ
ト雖モ取締ノ必要上政府ハ本改正案ニ同意ニ難キモ
ノトス

第四條中改正ノ件

(本改正案ハ第四十二議會以後毎回旧國民黨所属
議員ヨリ提出セラレタルモノニシテ政府ハ之ニ
反対シ委員會ニ於テモ亦常ニ採決セラレザリシ
モノナリ)

本案ノ要旨ハ屋外集會多衆運動ニ関スル届出時間
十二時間前トアルヲ六時間前ニ短縮スヘシト云フニ
在リテ其ノ理由ハ之等ハ合同運動等ノ取締ハ相當ノ
準備時間ヲ要スヘシト雖モ通信交通ノ機関ノ發達シ
五

タル今日ニ於テハ十二時間ノ餘裕ヲ置クノ必要ナク
六時間ニ短縮スルモ支障ナカルベシトノ點ニアル
モノノ如シ
政府ノ意見

本項十二時間前ナル制限ノ立法上ノ趣旨ハ屋外ノ
集會運動等ノ取締ニハ相當ノ準備時間ヲ要スルノ根
據ニ基クモノニシテ今日ニ於テハ立法當時ニ比シ通
信交通ノ機関發達シ時間ヲ短縮スルコトヲ正當ト認
ムラレサルニアラスト雖モ一面立法當時ニ比シ集會

其ノモノ、範圍モ擴大シ會衆モ亦多數ニ昇リ候ツテ
多數ノ人員ヲ要シ殊ニ近時住宅等ノ關係ニヨリ要員
ノ召集モ困難ナルモノアリテ六時間ニ短縮スルニハ
同意スルヲ得ス 警察上ノ要求ハ寧ろ現行法ヲ存置
シ十二時間ノ餘裕ヲ欲スルモ強テ短縮スルハキヲ主張
セラルハニ於テハ九時間前トナスモ支障ナシ

〔外國立法例〕

- 佛蘭西 二十四時間
- 英國 ナシ
- 伊太利 二十四時間
- 米國 ナシ

第五條中改正ノ件

(本改正案ハ第二十七議會以後毎議會旧國民黨所屬議員及無所屬議員等ヨリ衆議院ニ提出シ政府ニ於テハ之ニ反對シ委員會ニ於テ亦採決セラレサリシモノニ係ル 但第二項中女子ニ関スル規定ニ付テハ第四十五議會ニ於テ政府ハ其ノ削除ニ同意シ委員會採決ノ結果遂ニ法律ノ改正ヲ見タルモノトス)

本案ノ要旨ハ

一、政治結社加入ニ関シ

(1) 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

(2) 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

(3) 女子

ヲ解禁シ

(4) 未成年者^レヲ十四歳ニ滿タサル者^レ

ニ改メ

(二) 政談集會ノ會同及發起人タルコトヲ得サル^レ未

成年者^レヲ十四歳ニ滿タサル者^レ

ニ改メムトスルニ在リ

其ノ理由ハ是等ノ者ハ時代ノ趨勢ニ伴ヒテ最早政
社加入ヲ禁止スルノ必要ナク寧ろ進ンテ之ニ加入セ
シムルノ機會ヲ得セシメ政治上ノ權利ニ関シテハ一
般國民ト之ヲ同等ニ取扱フコトトナスヲ以テ適當ト
スト云フニ在ルモノ、如シ

政府ノ意見

本案中

(1)ノ神官神職僧侶其他諸宗教師ニ付テハ是等ノ者

ハ特ニ重要ナル社會的使命ヲ有シ結社ニ加入シ
テ政治ニ熱中スルガ如キコトアリテハ其ノ影響
大ナルモノアルノミナラス其ノ職務關係ニ於テ
氏子信徒等一般社會ニ對シテ特殊ノ權力關係ヲ有
スルモノナルカ故ニ政社ニ加入シ其ノ權力ヲ濫
用スルカ如キコトアリテハ弊害多カラサルモ
ノアルカ故ニ現行法ノ如ク之ヲ禁止スルコトヲ
必要ト認ム

(2)ノ學校教員ニ在リテモ亦特ニ重要ナル教育事務

ニ従事スルモノニシテ政治ニ熱中スルコトハ其ノ職務ト相容レサルモノト認め殊ニ小學校教員ノ如キニ在リテハ其ノ弊害最ニ甚ダシキモノアルハシ唯専門學校程度以上ノ學校ノ教員ニ在リテハ其以下ノ他ノ學校ノ教員ト異リ國民ノ基礎的教育ニ携ハルモノニ非ス殊ニ現在衆議院議員タル大學教授講師等アル位ナレハ政社加入ヲ禁止スルコトハ或ハ幾分矛盾スルノ額ナキニシテアラス既ニ第三十一議會ニ於テ之等ノ者ニ對シ

テ解禁スルノ修正案ヲ衆議院委員會ニ於テ提出シ同院ノ通過ヲ見タル關係モアレハ現行法ニ但書ヲ附シテ之ヲ除外スルコトニ關シテハ敢テ反對スルモノニアラス又學生々徒ニ對シテハ是等ノ學究期ニアリテ専心勉學ニ従事スヘキモノナルカ故ニ政社加入ヲ禁止スヘキモノトス

(3) 女子ヲ解禁スルコトニ關シテハ第四十五議會ニ於テ政談集會ノ會同及發起人タルコトヲ得ルヲ認メ法律ノ改正ヲ見タリト雖モ政社ニ付テハ

繼續性ヲ有シ且意志ヲ拘束スルノ力強ク政談集
會ノ場合ト同一ニ論スルコト能ハサルモノアリ
而シテ我國ノ女子ハ政治的智識尚幼稚ニシテ男
子ト同様ニ政社加入ヲ為サシムルコトハ今日其
ノ必要ナキノミナラス弊害了ルモノト認めラル
、カ故ニ今遽ニ之カ削除ニ同意スルコト能ハス
又「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タサル者」ニ改ム
ルコトニ関シテハ我國民ノ發育状態ニ於テ未成
年者ハ比較的ニ思慮淡薄ニシテ尚修養時代ニ屬

スルモノト云フ可ク政社ニ加入セシムル如キハ
弊害甚タシキモノト認めラル、ヲ以テ現行法ノ
如ク未成年者ニ對シテ之ヲ禁止スルコトヲ適當
トス

(三)ノ政談集會ニ會同シ又ハ發起人タルコトヲ得サ
ル者ニ関シ「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タサル
者」ニ改ムルニ付テハ前ニ述ヘタル如ク未成年
者ハ身心共ニ未熟ニシテ思慮未タ定マラス政治
集會ニ會同シ又ハ其ノ發起人ヲラシムルコトハ

弊害アリテ益スル所ナキカ故ニ寧口之ヲ禁止シ
適當ノ方法ヲ以テ政治教育ヲ施スコトヲ穩當ト
認ムルカ故ニ本改正ニハ賛成スルコト能ハス

〔外國立法例〕

英米佛等何等ノ規定ナク

旧独逸旧墺國ニハ女子未成年者ノ結社加入ヲ

直接間接禁止シタルコトアリシモ新独逸新墺國

ニハナシ

第八條中改正ノ件

〔本改正案ハ第四十二議會以後毎議會ニ於テ旧國

民黨所屬議員ヨリ提出シ政府之ニ反對シ委員會

ニ於テモ亦採決ヲ得ルニ至ラザリシモノニ係ル〕

改正案ノ要旨ハ

(一) 現行法第一項中「安寧秩序ヲ保持スル為メ必要ナ

ル場合」トアルヲ「安寧秩序ヲ紊シタル場合」ニ限定シ

認定ノ餘地ヲ存セシメサルコト

(二) 「屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動ニ若ハ群衆ヲ制限禁止

若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得レト
アルヲ「集會若ハ群衆ヲ解散シ又ハ運動ヲ制限スル
コトヲ得」ニ改メ「屋外ノ集會及群衆ノ解散」並「多
衆ノ制限」ノミヲ認メ「集會及群衆ノ制限禁止」ヲ運動
ノ禁止解散」並「屋内集會ノ解散」ノ處分ヲ認めサル
コト

(三) 第一項ノ改正ニ依リ安寧秩序保持ニ関スル認定ヲ
與ヘサル結果更ニ之ヲ緩和シテ「安寧秩序ヲ紊ム
虞アル場合」ニ於テハ警察官ニ於テ地方長官ノ許

可ヲ受ケ前項ノ處分ヲ行使セシムルノ規定ヲ設ク
ルコト

(四) 現行法第二項中行政裁判所ニ出訴シ得ル規定ヲ削
除スルコト

ニアリテ其ノ理由ハ(一)及(二)ハ現行法ノ如ク總テノ場
合ニ臨機ノ處分ヲ得セシメ而モ一ニ警察官ノ認定ニ
委スルガ如キハ人權ヲ蹂躪スルノ場合ヲ生シ易ク自
由ノ拘束ニ過クトノ杞憂ニアルカ如ク又(三)ニ付テハ
警察官ニ認定ノ權ヲ與ヘサルノ結果取締上ノ支障ヲ
三

緩和スル為特ニ之ヲ設ケントシタルモノニシテ従来ノ提案ニ於テハ其ノ例ヲ見サル所ナリ(四)ニ付テハ行政救済ノ場合ヲ擴張シ別ニ一條ヲ設ケントスルコト

〃

政府ノ意見

(一)ノ点ニ関シテ現行法ヲ「安寧秩序ヲ紊シタル場合」ト限定スルトキハ既ニ安寧秩序ヲ紊乱スルノ状況ニ至ル迄ハ取締上何等ノ手段ヲ講スルコト能ハサル結果トナリ取締ノ目的ヲ達シ難キ場合ヲ生スル

キニ付本改正ニ対シテハ同意スルコトヲ得ス、即チ集會多衆運動群衆ノ場合ニ於テ其ノ情勢ニ依リ事端ノ發生セサル以前ニ於テ之ヲ豫知シ得ルコト多シ斯クノ如キ場合ニ於テ事前ニ適當ナル措置ヲ講シ或ハ之ヲ制限シ又ハ解散スルニ非サレハ徒ニ事態ヲ紛糾セシメ遂ニ收拾スヘカラサルニ至リ取締ノ不可能ニ陥ルコトナシトセム 警察ノ取締ハ能ク事件ノ推移ヲ察シテ事故ヲ發生セシメサルコトヲ以テ最良ノ手段ト為ス、又事後ニ於テ處置スル

コトハ實際ニ於テ殆ント取締ノ效果ヲ生セサルニ
至ルヘキヲ以テ本案改正ハ適當ナラサルノミナラ
ズ及テ警察取締ノ目的ニ及スルモノト云フヘシ

(二)ノ点ニ関シテハ屋外集會及群集ノ解散並ニ多衆運
動ノ制限ノミヲ認メ集會及群集ノ制限禁止運動ノ
禁止解散並ニ屋内集會ノ解散處分ヲ認メサルトキ
ハ集會及群衆ニ對シテ之ヲ制限禁止スルコト能ハ
サル為メ取締上適當ノ時機ヲ失シ為ニ解散其ノ他
取締ヲ為スコト能ハサルニ至ルノ虞アリ殊ニ解散

ノ處分ヲ認ハル以上ハ事前ノ注意ヲ察シテ適宜之
ヲ制限シ又ハ到底事態ノ發生ヲ避ケ難シト認メラ
ルル場合ニ於テ之ヲ禁止シ以テ治安ノ維持ヲ圖ル
コトハ警察取締ノ目的ヲ達スル上ニ於テ最も必要
ナリト信ハ 多衆運動ノ場合ニ付テモ之ヲ禁止解
散シ能ハスト為サハ取締上殆ント不可能ノ場合ヲ
生スヘク或ハ巧妙ナル手段ニ依リ事端ヲ惹起シ遂
ニ收拾スルコト能ハサルニ至ルコトモ亦想像スル
ニ難カラズ故ニ本案ニ對シテモ亦同意スルコト能
二

ハス

又屋内集會ニ對シテハ如何ナル場合ニ於テモ解散ヲ為スコトヲ得スト為スハ取締上ノ不便斯ナカラサルモノアレヲ以テ之亦絶対ニ同意スルコトヲ得ス

(三)ノ安寧秩序ヲ紊ス虞アル場合ニ於テ警察官ハ地方長官ノ許可ヲ得テ前項ノ處分ヲ為シ得ルノ規定ヲ設ケハトスル改正案ニ對シテハ亦政府ニ於テ賛成シ雖キ新テリト入即チ個々ノ場合ニ於テ其ノ都度

地方長官ノ指揮ヲ受クヘキモノトナストモハ事實上其ノ暇ナキコト多ク從ツテ本案ハ殆ント存在ノ理由ヲ没却スルト同様ニシテ機宜ノ處置ヲ為スコト能ハサル為メ結局安寧秩序ヲ保持スルコト能ハサルニ至ルヘシ

集會運動等ノ取締ニ於テハ警察官ニ臨機ノ處置ヲ為スノ權能ヲ附與スルコトハ最も必要ニシテ之ニ依リテ能ク適切ナル處置ヲ講シ事端ノ發生ヲ防止スルコトヲ得ヘキモノニシテ餘リニ取締官憲ノ權

限ヲ求禱スルカ如キハ遂ニ結局取締ノ不可能ヲ求
スニ至ル可シ殊ニ現行法ニ於テモ地方長官ハ監督
ノ責任上常ニ周到ナル考慮ヲ拵ヒ取締ノ爲ニ當ル
警察官ニ對シ詳細ナル訓示指示ヲ爲シツ、アルハ
如何ナル場合ニ於テモ下級官吏が無理解ニ不當ト
ル取締ヲ行ヒ権力ヲ濫用スルカ如キコトナキモノ
ト云フヘク現行法ノ規定ハ實際取締ノ必要上特ニ
其ノ存置ヲ要スルモノト認ム
(四) 行政訴訟ニ關スル規定ノ削除ニ關シテハ第三十

二條ノ(二)ニ關スル部分ニ於テ説明ス

第十條中改正ノ件

(本改正ハ第四十二議會以降毎回旧國民黨所屬議員ヨリ提案セラレタルモノニシテ政府ニ於テハ之ニ反對シ委員會ニ於テモ亦採決セラレサリジモノニ係ルニ)

改正ノ要旨ハ

(一) 刑事々件ニ關連シタル講談論議ノミノ中止ヲ認メ
安寧秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スル虞アル講談論議ニ付
テハ処分ノ權限ヲ與ヘサルト

(一) 安寧秩序ヲ紊ル風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テハ
地方長官ノ許可ヲ得テ講談論議ヲ中止スルコトヲ
得ヒレハルコト

ニ在リ其ノ理由トスル所ハ言論ノ自由ハ尊重スヘク
過ニ警察官ノ認定ニ依リテ制限スルカ如キハ現在ノ
警察官ノ智識程度ニ於テハ濫用ニ渉ルノ嫌アリト云
フニ在ルモノノ如シ

政府ノ意見

講談論議ニ於テハ直接犯罪ヲ煽動スルコトナレト雖

モ極バテ巧妙ナル言語動作等ニヨリテ公安ヲ紊ル又
ハ風俗ヲ害スルコトハ有リ得、レト考ヘラル即チ奇
矯ノ言辞ヲ弄シ風俗ヲ害スル醜態ヲ論スルコトモア
ルヘク巧妙ナル比喻又ハ言ト廻シ等ニヨリテ群衆ヲ
熱狂セシメ騷擾ノ事端ヲ誘致スルコトモ亦之ナレト
也ス斯ル場合ニ於テ之ニ對シ取締ノ方法ナキニ於テ
ハ其ノ人心ニ影響ヲ及スコト極メテ大ナルモノアル
ヘシ殊ニ出版法(十九條)及新聞紙法(第二十三條)ニ於テ之
ニ該当スル規定アリ唯之等ノ法律ニ於テハ内務大臣

カ処分ヲナスニ及シ本件ノ場合ニ於テハ警察官ク臨
機ニ之ヲ為シ得ルノ差アリト雖モ其ノ処分ノ必要ナ
ル理由ニ至リテハニ者同様ナリト云ハサルヘカラス
若シ言論ノ自由ヲ制限スルノ權限ヲ下級警察官ニ一
任スルコトハ往々ニシテ之ク適用ヲ誤ルノ虞アルヘ
シト為ス論者アレトモ斯ル場合ニ於テハ予ノ監督
官廳又ハ地方長官等ニ於テ其ノ責任上詳細ナル訓令
指揮等ヲ與ヘ之ヲ過ラシムルコトナキコトヲ努メ
ルヲ以テ此ノ理由ニヨリテ本條ヲ改正スヘシト為ス

ハ妥当ナラス又従来警察官ニ於テ本條ノ規定ヲ濫用
シ其ノ処置ヲ過リタルノ事例ナク之ヲ示シテハ
執行ノ任ニ當ル警察官ノ能ク訓練レ改善スルコトヲ
以テ適當トスヘク本條改正ニ對シテハ同意レ難キモ
トス

四 安寧秩序ヲ紊シ風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テ
地方長官ノ許可ヲ得テ警察官カ前項所定ノ処分ヲ為
シ得ルノ規定ヲ設ケル案ニ對シテハ第八條中改正案
ニ於ケル場合ト合様全ノ實際ノ適用ヲ見サルコト多
元

ク殆ト空文ニ帰スルノ結果トナルヘキカ故ニ是亦同
意ハ難キモノトス

第十七條 削除ノ件

本案中同盟罷工ニ関シ他人ヲ誘惑煽動スル場合ヲ
削除スルノ案ハ第四十一議會四十四、五議會ニ於テ
之ヲ提案ヲ見又本案全部ハ削除案ハ第四十二議會
以降毎會曰國民黨所屬議員ヨリ提案セラレタル所
ナルモ何レモ政府ニ於テ之ニ反対シ委員會ニ於テ

亦採決セラレサリシモノニ係ハル

改正案要旨

- 一 同盟罷業ニ關シ他人ヲ誘惑煽動スル行為ハ之ヲ罰
セサルコト
- 二 勞務ノ條件報酬ニ干シテ團結ニ加入セシメ又ハ之
ヲ妨ゲ又ハ之ニ関シ相平方ノ承諾ヲ強フル為或ハ
同盟罷業ヲナサレハル為ニ暴行脅迫シ若ハ誹毀
シタル場合ノ規定ハ之ヲ削除シ一般刑法ノ規定ニ
之ヲ讓ルコト

ニ在リ其ノ理由トスル所ハ同盟罷業ハ労働者ノ企業
者ニ對スル一種ノ權利ト認ムヘク之カ爲メ他人ヲ誘
惑煽動スル行為ヲ罰スル如キハ同盟罷業ノモノヲ
禁止スルニ等シク延テ或ハ労働組合ノ發達ヲ阻止セ
ントスルモノニシテ現時ノ趨勢ニ適セサルモノナリ
又暴行脅迫ニ涉ル行為ヲ処罰スル規定ハ一般刑法ノ
規定ニ讓ルコトヲ以テ寧ク適当トシ産業ニ干スル團
体加入及産業争議ニ干シテノミ特別ノ規定ヲ設クル
ノ要ナシト云フニ在ルモノ、如シ

政府ノ意見

從來本條ニ関スル改正意見ニ二種アリテ一ハ口ノ場
合ノ誘惑煽動ニ関スル規定ヲ削除スヘシト爲スモノ
ニシテ他ハ本條全部ヲ削除スヘシトナスモノナリ
而シテ共ニ相当ノ理由アリト認ムルモ其ノ全部又ハ
一部ノ削除ニ干シテハ別ニ適當ナル使用者被傭者間
ノ紛議解決方法ノ制度ノ設ケラルニ至ル迄ハ今處
ニ之ニ同意スルコト能ハス右ノ制度ノ制定ヲ見ルニ
至ラハ本條削除ニ関シテハ更ニ攻究ノ餘地アルモノ
三

ト認メラルル(別冊第十七條ニ關スル件参照)

第二十條中改正ノ件

改正案ノ要旨ハ

第三條ヲ改正スルノ結果當然事實ヲ以テセサル
届出ニ對シ之ヲ處罰スヘカラサルニト、ナル

政府ノ意見

第三條ノ届出ニ關シ集會ノ場所年月日時ヲ届出
シムルノ必要アル以上之ニ關シ虚偽ノ事實ヲ以
テシタル場合ハ之ヲ加重シテ處罰スルニトハ最
モ適當ニシテ從テ現行法ハ之ヲ維持スルノ要_三ア

第二十三條中改正ノ件

改正案ノ要旨

(一) 第八條中改正ヲ加フルノ結果「禁止處分ニ関スル部分ヲ削ルコト

(二) 本條以下第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條及第二十九條中「輕禁錮」トアルヲ「禁錮」ニ改

ムルコト

ニアリ

政府ノ意見

(一) 二關シテハ第八條中禁止處分ニ関スル規定ヲ改正セサル限り本案改正ノ理由ナキモノトス又

(二) 二關シテハ刑法施行法(第二條)ニ依リ其ノ必要ヲ認メサルモ法文ノ体文上改正スルモノナレハ同

意スルヲ適當トス

第三十條削除ノ件

政府ノ意見

第十七條ノ規定ヲ存スル限り之ニ対スル制裁ヲ

規定スル本條ハ之ヲ存スルノ要アルモノトス

第三十一條中改正ノ件

政府ノ意見

「重禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ムルコトハ單ニ刑名ノ改正ニ止マリ刑法施行法（第二條）ニ依リ其ノ必要ヲ認めサルモ政府ニ於テハ改正ニ同意スルコトヲ妨ケス

第三十二條ノニ追加ノ件

（本改正案ハ從來未タ提出セラレザリシ所ニシテ今回初メテ其ノ提案ヲ見タルモノナリ）

改正案ノ要旨

現行法ハ第八條第三項ニ於テ結社禁止ノ場合ニ於テノミ行政救済ノ途ヲ開キアルモ廣ク本法ニ依ル行政官廳ノ命令若ハ處分並第八條第二項（改正案追加）ノ許可ニ對シテモ亦行政救済ヲ得セシメントスルニ在リ

政府ノ意見

追加案ハ理論上一應其ノ理由アルカ如シト雖モ
本法ニ依ル多クノ處分ハ一時的ノモノニシテ其
ノ後ニ於テ之カ救済ノ途ヲ講スルモ實際ニ於テ
何等救済ノ意味ヲ為ササルモノナルカ故ニ例之
集會ノ解散ヲ命シタル處分ニ對シ後ニ救済ノ方
法ヲ講スルモ既ニ集會解散ナル行為ハ終了シテ
後ニ行政訴訟願又訴訟ニ依リテハ事實上救済ノ途
ナク結局本條ハ何等効果ナキ規定タルニ止マル

ハシ唯結社ノ禁止ハ繼續的性質ヲ有スルカ故ニ
救済ノ途ヲ設クル必要アルノミ故ニ本條ノ追加
ハ此ノ意味ニ於テ全く無用ナリト認ム、

大正拾二年二月

治安警察法
改正案ニ對スル
参考表

科

警保局

集會取締時間

<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>
<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>	<p>集會 取締 時間</p>

集會取締時間以前届本公妻(ス)為(ル)

集金取締額 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

年別	集金取締額	届出取締額	臨額	特別	解散	注意	中止	司法	行政
十一年	二五、一八九 △五、八七	△七、二八 △一、九一	△八、三六 △五、九七	△八、四	△一、五 △一、一	△一、五 △二、五	△一、〇 △一、〇	△一、一 △八、一	△一、四 △一、一
十年	二八、五四 △八、八七	△七、〇 △四、七	△六、三 △一、七	△四、五	△一、七 △一、三	△一、〇 △六、〇	△二、三 △三、八	△一、三 △八、〇	△三、五 △三、五
九年	二五、八四 △二、九〇	△五、九 △二、四	△一、八 △一、〇	△一、一	△五、九 △四、〇	△一、六 △一、六	△三、七 △四、〇	△三、三 △三、三	△四、五 △四、五
八年	一、四二 △一、三八	△五、三 △九、四	△四、三 △四、三	△六、一	△二、五 △七、〇	△一、八 △一、一	△六、一	△一、五	△九、七
七年	三、五一 △四、七	△一、二 △二、九	△一、五 △一、九	△四、一	△一、一 △一、一	△四、三 △三、三	△七、〇	△七、〇	△二、〇 △二、〇

備考)

高知縣 十年、十一年分及長崎縣 十年分 不着目計 上記

自大正三年
至大正十一年
治安警察法第十七條違反者調

年次	誘惑		煽動		暴行		脅迫		誘惑煽動		暴行脅迫		誘惑煽動		計
	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	
大正三年	八	三	七	一											一八五
大正四年					五	二									六四五
大正五年	一	四	一	一					五	一					三一
大正六年	五	七	一	二					四	五	三	二			一一三六
大正七年	一	七	八	一	一	三			七	二	八				一七二六
大正八年	五	七	一	一	四	六						三	一		一〇七六
大正九年	一	一	一	一	一	七			二	四					一八三二
大正十年	一	一	一	一	一	三			五	一			三	一	五八一
大正十一年															四三〇
計	八	一	三	一	一	五	二	一	一	一	一	一	一	一	八一四



